

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

総務常任委員会 会議録			
日 時	平成 17 年 12 月 19 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 9 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、秋山副委員長、上野・山田・小前・菊地・横田 佐々木（勝） 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、佐々木勝利委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽インフォメーションセンターの閉鎖について」

(総務) 秘書課長

それでは、私の方から小樽インフォメーションセンターの閉鎖につきまして、報告を申し上げたいと思います。

特に資料はございませんけれども、このインフォメーションセンターと申しますのは、港町 8 番 6 号の中央ふ頭の基部になります外航船客公共待合所、この施設の中の一角、およそ 3.5 平方メートルを使用して開設しておりますロシア人向けのインフォメーションセンターのことでございます。

この開設の経緯及び現況についてでございますが、昭和から平成の時代になりましたところから、ロシアからの船舶の入港が増加してまいりまして、それに伴って特に市内中心部を歩くロシア人の方も増えてまいりました。しかし、当時は日本の決まりや習慣などがわからず、家や店先に置いてある自転車や商品などを持っていってしまうということもありまして、市民との間でトラブルが起きた時期でもありました。

そこで、日本での決まりを知っていただくことと、初めて小樽を訪問されるロシア人の方向けにまちのインフォメーションをするため、まず平成 5 年 5 月に、いろいろな業務でロシア人の方が一番多く歩いておられました現在の港湾部庁舎前の駐車場に、簡易な案内所を設置してスタートしたのが始まりでございます。その後、徐々に利用者が減ってまいりましたので、既にそのとき外国航路の船客待合所として設置されておりました中央ふ頭の現在の施設内に機能を統合することとして、開設後ほぼ 7 年が経過いたしました平成 12 年 4 月に現在地に移転したところでございます。

その平成 12 年度以降の開設時間などでありまして、利用者が減ってまいりましたので、平成 14 年度まで 9 時から 5 時まで開設していたものを、平成 15 年度からは 10 時から午後 4 時までに 2 時間短く変更いたしております。

勤務しております職員ですけれども、ロシア語を勉強しております一般市民を市の嘱託職員として雇用しております。平成 15 年度までは 2 人体制でありましたけれども、平成 16 年度からは 1 名体制で行っております。年間所要経費は現在およそ 130 万円ほどでございます。

この間のロシア人の方の利用者数でございますけれども、1 日平均で申し上げますと、平成 12 年度は 14 人、平成 13 年度は 17 人でありましたけれども、平成 14 年度以降は 5 人程度で推移をいたしております。

ただいまも申し上げましたとおり、利用者の動向を見ながら開設時間や人員体制を随時縮小してきたところでございますけれども、現状を見る限り今後利用者が増加するという要素は少なく、費用対効果の面からも若干問題が出てきておりますので、この際、今年度末の平成 18 年 3 月をもって、当インフォメーションセンターを閉鎖することとしたものであります。

なお、施設としてのこの外航船客公共待合所というものは港湾部所管でございますけれども、今後も存続される予定でございますので、来所されるロシア人の方向けに国際電話のかけ方とか、これまでインフォメーションに御照会の多かった事柄について、場内にその方法をポスターなどで掲示するなどして工夫をしてみたいと考えております。

委員長

「財政再建推進プラン実施計画の検討状況について」

(財政) 笠原主幹

財政再建推進プラン実施計画の検討状況について報告いたします。

財政再建推進プラン実施計画につきましては、これまで庁内各部において財政再建推進プランにおいて決定されました実施計画策定に当たっての考え方にに基づき見直しを行い、8月以降、鋭意取りまとめに向けた作業を進めてまいりました。現時点では平成18年度以降の地方交付税や地方税の動向が見えない中で、収支試算が行えない状況にありますことから、本定例会では実施計画としてお示しできる状況にはありませんので、今回現在の検討状況として報告するものでございます。

それでは、お手元に配布いたしました資料に基づき説明いたします。資料は左側に取組項目を記載し、右側の表では、中段の改善目標の欄にそれぞれの取組による財政効果額を記載しております。

初めに、右の表をごらんいただきたいと思います。各項目に記載されている数値は2段書きになっております。上段には3月にお示ししました財政再建推進プランの数値をそのまま記載し、下段の網かけになっている部分でございますが、前回の収支試算に基づいた数値を記載しております。

次に、この表は大きく三つの項目に分け構成しております。一番上につきましては現行収支について、次に改善目標について、一番下には対策後の収支不足額について記載しております。

初めに、一番上の現行収支の表をごらんいただきたいと思います。現行収支の単年度収支不足額、(A) 欄でございますが、これはこのまま対策をとらない場合の単年度収支不足額を記載しております。これは3月に示しましたプランと同じ数値が記載されておまして、平成21年度までの単年度収支不足額は107億7,000万円となります。

次に、一番下の累積収支不足額の欄をごらんください。3月に示しましたプランでは、平成17年度末の累積収支不足額を20億1,000万円としておりましたが、平成16年度の収支不足額が11億8,000万円と確定し、今年度の赤字額も山林の売却など歳入増で圧縮し、第3回定例会補正後の赤字額は12億8,000万円となっており、差額7億3,000万円分累積収支不足額が改善しております。しかし、このままでは平成19年度に累積収支不足額が61億9,000万円となり、財政再建団体へ転落してまいります。

中ほどの表の改善目標の欄について説明いたします。初めに歳出削減対策、(B) 欄についてですが、1、人件費の抑制と2、事業の見直しの二つの項目に分けております。1.人件費の抑制では、(1)退職者の不補充、(2)職員給与の削減、(3)その他という三つの項目の合計で、4年間総額34億1,000万円の効果を見込んでおります。

その内容は資料の左側に記載しておりますが、まず初めに退職者の不補充についてですが、平成17年度から21年度までの計画期間中、退職者不補充を原則といたします。全会計合わせますと、本年5月1日現在2,043名の職員がおりますが、平成21年度末までに190名前後の職員を削減したいと考えております。原則不補充を予定しておりますが、専門職員70名程度を採用し、一般の事務・技術職員については30名程度に抑制することとしております。

(2) 職員給与の削減でございますが、平成18年度については独自給与削減7パーセントを実施予定、平成19年度以降は地域間格差相当平均4.8パーセントの削減を見込んでおり、さらに独自削減を検討しております。

(3) その他といたしましては、今後の退職者に対し退職手当を導入し、財政負担を平準化したいと考えております。また、職員手当についても今後見直しを進めることとしております。

右の表に戻っていただきたいと思います。2.事業の見直しについてですが、(1)管理経費の圧縮、(2)特別会計・企業会計の収支改善、(3)市債の借増し、(4)その他、この合計で4年間合わせまして33億9,000万円の効果を見込んでおります。

その内容につきましては、また左側に戻りますが、(1)管理経費の圧縮では、庁舎をはじめとする各施設における清掃業務委託の仕様や機械警備業務の見直しを行うこととしております。

(2)特別会計・企業会計の収支改善については、各会計においても一般会計と同様に業務委託を進めるなど収支改善を図り、一般会計の繰出金を縮減することとしております。

(3) 市債の借増しについては、充当率を引き上げることなどにより一般財源の圧縮を図ろうとするものです。

(4) その他につきましては、業務委託を進めることや指定管理者制度の導入など、記載の項目により経費の圧縮に努めるものでございます。

また、右の表に戻っていただきたいと思いますが、3 . 歳入増の取組、(C) 欄についてですが、(1) 入湯税課税免除の見直し、(2) 使用料・手数料等の改定、これらを合わせまして1億6,000万円を見込んでおります。

左側に内容を記載してございますが、一つ目の入湯税の見直しについては、これまでも事業者の理解を得るため協議を続けておりますが、今後とも引き続き協議を続け、見直しを行いたいと考えております。

(2) 使用料・手数料等の改定につきましては、16年度に手数料を見直し、17年度使用料の改定を行ったところですが、長期間見直しを行っておりませんでしたので、今後定期的に見直すことを義務化し、平成21年度には見直しを行い、必要があれば改定するとしております。

右の表のその他の改善必要額(D) 欄でございますが、3月に示しました再建プランでは4年間で24億円が必要であるとしておりましたが、この部分につきましては現在策定中であり、今後実施計画の中で示したいと考えています。

その下になります小計 $E = B + C + D$ なのですが、その下段の数値をごらんいただきたいと思いますが、今、説明いたしました、これらの対策を行った場合の数値を記載しております。平成18年度9億円をはじめとして21年度22億8,000万円、それぞれ単年度の財政効果を見込んでおりますが、これらを合計いたしましたものが69億6,000円と、3月にお示した再建プランの88億3,000万円に対して、現時点では18億7,000万円不足している状況でございます。

次に、一番下の表の対策後単年度収支不足額 $A + E$ の欄ですが、現時点では各年度の収支不足額が3月に示した再建プランの数値より悪化しておりまして、21年度でも5億円の収支不足を生じております。

さらに一番下の対策後累積収支不足額の欄ですが、18年度については平成16年度の決算、17年度補正による赤字額の圧縮等の関係から、マイナス25億3,000万円がマイナス19億円と6億3,000万円改善されておりますが、19年度以降の各年度は悪化しており、21年度にはマイナス50億8,000万円となる見込みであります。今後、国の動向などを把握し、平成18年度予算編成を行います。それらの情報を基に歳入額の算定に努め、改善必要額の算定を行い、実施計画の策定に当たりたいと考えております。

委員長

「新博物館基本計画(案)について」

(教育)八木主幹

それでは、新博物館基本計画(案)について報告します。

まず最初に、このたびの新しい博物館を構想するに至った経緯であります。株式会社小樽交通記念館の経営が大変厳しい状況にあり、会社としては打開策をここ数年来検討してきたところでありますが、平成15年度の経営改革検討会議の中で、小樽市に対して抜本的な改善策を求める意見があり、教育委員会といたしましては、この状況を踏まえ老朽化や広さなどの課題を持つ関連施設、とりわけ科学技術館や博物館との統合による交通記念館のさらなる有効活用やこれからの社会教育施設のあり方など、種々検討を重ねてまいりました。検討に当たりましては庁内関係部長会議などで連携・調整を図り、さらには関連施設の運営に携わっている博物館協議会などの御意見も参考にしながら、基本計画(案)を策定してきたところでございます。

それでは、お手元の基本計画(案)ですが、目次を除き7ページで構成しております。初めに、1ページでは、本市には倉庫群や旧手宮線、運河、銀行街など、今に残る数多くの貴重な近代遺産があり、これらを背景として歴史、自然、科学、文化などの教育情報を集約し、魅力ある施設整備を行う必要があることを述べております。

次に2ページでは、一つ目として、社会教育施設等の現状と課題についてであります。近年、豊かな人間性を求

めていく意識が高まる中で、多様化した幅広い学習ニーズに対応できる社会教育の充実が強く望まれております。本市においては多くの社会教育施設を有しており、全市的な文化振興に向けた調査・研究や観光も視野に入れた事業の取組など、関連する施設間の連携を十分に発揮していく必要があることから、今後さらに本市の特性を生かした魅力ある施設づくりを進めていくべきだと述べております。

二つ目は、社会教育施設の今後の展開についてであります。ただいま申し上げました現状と課題を踏まえ、まずはその第 1 段階として、現交通記念館に博物館と科学館機能を持たせた新たな博物館を創設し、社会教育施設の核となる施設を目指すものであります。将来的にこの新博物館を核とし、旧日本郵船、手宮洞窟、鯨御殿、森の自然館などの管理を一元化して、サテライト化を図っていく考えであります。なお、現在の博物館はおおむね現状の形で残します。

次に、3 ページをお開きください。左側の 3 施設の現状と課題についてであります。

博物館は多くの貴重な収蔵資料がありながら、展示面積や収蔵スペースが不十分であること、また、研修室や資料調査、各種講座等の事業実施に活用できる部屋がないため、より広いスペースを必要としています。科学技術館は築後 42 年が経過し、近年特に老朽化が進んでおり、近い将来には建替えなどが必要な状況にあること、また、子供たちに人気の高い実験、実習の整備・充実が求められています。交通記念館については、冒頭申しましたとおり、早急に抜本的な改善策を講じて、さらなる有効活用を図る必要があります。

右側の第 1 段階の展開であります。最後の 7 ページのところ述べてさせていただきます。

次に、4 ページでは展開の方針について 5 点述べています。一つ目は、教育の場として歴史系、自然系、科学系の各分野の領域を超えた、これまでにない新たな学習の場や情報の提供を行っていくこと、二つ目として、各分野の学芸員が一体となることにより調査・研究が充実され、学術的に高い水準のサービスを提供していくこと、三つ目として、将来的な社会教育施設の核としてより充実させていくこと、四つ目として、重要文化財や鉄道記念物などを活用しながら集客力のある博物館を目指していくこと、五つ目として周辺施設との連携を図り、手宮・北運河周辺地区全体の活性化を目指していくことであります。

次に、5 ページですが、ただいま申し上げました展開の方針に基づき、第 1 段階における効果と将来における効果をそれぞれ掲げております。

次に、6 ページは、これまで説明したものを図式化したものです。緑色のだ円部分が第 1 段階の展開であります。右側のピンク色の部分が将来的な管理の一元化を示したもので、さらに大外で囲んでいる部分は、関連施設や大学などと連携し、幅広い学習活動に対応した生涯学習の推進を目指しているものです。

最後の 7 ページですが、新博物館のコンセプトであります。大きく二つございます。手宮は北海道鉄道発祥の地であります。新たな博物館は、交通資料に歴史と科学的要素を融合させたこの地にふさわしい施設としていくこと、もう一つは大規模企画展の開催を可能とする展示室を設け、日本的、世界的資料の鑑賞と学習の場を広く市民の皆さんなどに提供することを目指していきます。

展示計画については、本館と自動車館とに分けております。本館では貴重な鉄道資料を核として、新たに「蒸気と科学」をキーワードとした展開や、体感する科学の学習機会を創出し、さらには内外の著名なコレクションや収蔵資料を活用した多様な展開を目指していきます。

次に、現段階で想定している内容として、ここに記載してあります多目的に活用できるレファレンスルームやミュージアムショップの新たな展開、企画展示室や物理・化学の実験室の新設などを考えております。自動車資料は新たな展示館に集約し、ショールーム的に展示することを考えております。

以上、新博物館基本計画案の概略を説明いたしましたが、新たな博物館が何よりも市民の皆さんに親しまれ、集客力のある施設としていくために、今後関係する団体などの御意見も聞きながら、平成 19 年度のリニューアルオープンを目指してまいりたいと考えております。

委員長

次に、本定例会で付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第 6 号小樽市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案について」

(財政) 契約管財課長

それでは、私の方から、議案第 6 号小樽市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案について、説明いたします。

初めに、本条例案を提案する理由についてであります。従来、地方公共団体における長期継続契約については、地方自治法第 234 条の 3 により、「電気、ガス、水の供給や電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に限って、年度を越えた契約を締結することができる」とされていたところでありますけれども、最近の契約形態の多様化に対応できるよう、法及び政令が改正されまして、法第 234 条の 3 以外にも条例で定めた契約については長期継続契約ができることとなったため、それに対応すべく本条例案を提案するものであります。

次に、条例で定める契約の内容についてであります。政令では長期継続契約を締結することができる契約としては、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、法令で定めるもの」というふうに書いております。

また、国からの通知では、これに該当する契約としては「商習慣上、複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年 4 月 1 日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約」というふうに書いてありますことから、これらに基づきまして本市の条例に定める契約の種類といたしましては、議案第 6 号に示しましたような(1)、(2)のとおりというふうにしたいと考えております。

これによりまして、従来、年度ごとに 4 月 1 日付けで締結していた契約については、定められた期間中、毎年の契約締結事務を繰り返す必要がなくなり、事務の合理化・効率化が図られるものと考えておりますし、複数年契約というスケールメリットにより、契約金額の低減という効果も期待できるものと考えております。

なお、契約実務を行う上での運用でありますけれども、対象となる契約の具体的な例示、また、契約期間の設定等についての効率的な運用方針を別途要綱で定めて、事務の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

委員長

「議案第 8 号小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について」

「議案第 13 号公の施設の指定管理者の指定（総合体育館）について」

(教育) 上杉主幹

議案第 8 号小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、説明を申し上げます。

総合体育館におけるアスベスト対策工事が来年 4 月まで実施されることに伴い、平成 18 年 3 月 31 日までを有効期限としている旧利用回数券の使用期間をこの工事期間に合わせ、さらに 9 か月延長し、平成 18 年 12 月 31 日まで使用できることとしたほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号公の施設の指定管理者の指定について、説明申し上げます。

小樽市総合体育館条例の指定管理者を選定するに当たり、小樽市公の施設指定管理者選考委員会において応募 2 団体からの申請された事業計画について、コスト面の効率だけでなく、市民サービスの内容や施設の管理を安定して公平に行っていくかなど総合的に審査した結果、株式会社アンビックスを指定管理者に選定したところであります。教育委員会といたしましては、同選考委員会の選定結果に基づき審議をし、指定管理者の候補者として決定したところであります。

なお、指定期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まででございます。

委員長

「議案第26号小樽市非核港湾条例案について」

菊地委員

議案第26号小樽市非核港湾条例案を提案します。

本会議でも古沢議員が詳しく述べていますが、何といたしましても、日米安全保障協議委員会による在日米軍基地の再編・強化が小樽港の軍事利用の危険を一層強めるものになるとの不安をめぐい去れないことを強調したいと思えます。

同時に発表された在日米軍基地の再編・強化に反対する声も、関連の自治体の首長、議会を中心に日増しに強くなっています。キティホークの後継に原子力空母ジョージ・ワシントンを配備するとアメリカ海軍が報じたことで、横須賀市議会は11月2日の臨時議会に、全会一致で原子力空母配備合意の撤回を求める意見書を採択しました。アメリカ追従の軍事同盟構想がどこでも住民の不安を増大させ、もうこれ以上の犠牲は御免との住民の声をそれぞれの自治体の首長が発信していることは特徴的だと思います。

今回の非核港湾条例案は21回目の提出になります。小樽市民の平和を願う気持ち、小樽港をなし崩し的に軍港化にできないという、それらの気持ちにぜひこたえていただきますよう訴えるものです。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

菊地委員

財政再建推進プランについて

初めに、先ほど報告がありました財政再建推進プランについて、人件費の抑制にかかわって退職者の不補充が報告されています。この190名程度の削減の中で、計画期間中の退職者は290名とあります。専門職員が70名程度補充と書いてありますが、一般職以外の事務職、それぞれ退職予定者について数をお知らせ願います。

(総務)職員課長

財政再建推進プランの退職者290名の職種の内訳ですけれども、事務職員が85名、技術職員が87名、この中に病院等の医療技術の方が41名入っています。それから、消防職員が28名、労務職員、いわゆる技能労務職が90名で、合計290名の退職者数ということになります。

なお、この中に医療技術を除く技術職員ということで土木技術が15名、建築技術が8名、衛生化学が6名、保育士が5名ということで主なものですけれども、そういうふうになっております。

菊地委員

この事務一般職の職員構成に配慮し補充30名程度に抑制と言いますが、その30名というのはどの部分に補充されるのか、お願いします。

(総務)職員課長

基本的に100名のうちの70名の方が一定程度職種を絞ってカウントしています。内訳的に言いますと、先ほど言った病院、保健所等の医療技術の関係が41名、それから消防職員を15名、保育士5名、保健師3名、衛生化学3名、電気技術3名、これが合計70名になります。この部分というのは、今の時点での一応採用計画という形になります。今後、詳細については検討する予定になってはいますが、今言ったのを除く職種の中から現職に何名とるかは別として、30名程度採用したいと考えています。

菊地委員

実際190名程度削減されることによって、これは業務の内容なのですけれども、事務職員はグループ制とか、それから効率化とかそういうことで仕事の見直しがされてくるでしょうけれども、指定管理者制度の導入とか、そういうことで大きく削減しようとしている業種というのはどこになるのでしょうか。

(総務)職員課長

先ほど技能労務職、いわゆる病院職員など90名ほど退職していることになりましたけれども、この中に給食とか運転業務とか、学校の用務員に関しての関係とかが含まれています。基本的にこういう部分を外部に委託するとか、職種を変えていくとか、もっと短時間の職務にするとか、検討していき、まずこの部分の90名についても不補充ということで考えています。それ以外の技術については業務量の問題などがありますので、一定程度配置で済ませるのかどうかというようなことを含めて、一部外部に出せる仕事もありますので、基本的には業務委託ということで処理していきたいと思います。

菊地委員

今、退職者の不補充について指定管理者制度導入とのかかわりをお聞きしたのですが、2点目に管理者制度の導入で、今回の議会にも施設については条例との絡みで提案されていますけれども、来年度以降どんな事業を計画して、また19年4月に向けてとか、あるいは年次計画で考えているのかということについてお聞きします。

(総務)中田主幹

指定管理者制度の今後の施設の導入についてでございますけれども、今、財政再建推進プランの実施計画ということで種々検討してございます。その中で今後の直営施設をいろいろ、市民会館、市民センター、それから教育委員会の所管の施設もたくさんございますけれども、その辺を具体的にどの部分を入れていけば一番指定管理者制度の導入効果があるということを経験検討しておりますので、その中で位置づけていくというような形で考えてございます。

菊地委員

具体的に例えば19年4月にどうするかとか、あるいはそれらを年次計画でどのようにやっていくかということころまでは、まだ審議中ということでしょうか。

(総務)中田主幹

今の財政再建推進プランでは、できるだけその年次とかを明らかにしなさいという国の指導もございますので、できましたらその辺も含めて明らかにさせていただきたいとは考えております。

菊地委員

もう一つ、事業の先送りということは、その他のところで出ているのですが、この先送りを考えている事業とか、そういうことで具体的なものがわかりましたらお知らせください。

(財政)財政課長

財政再建推進プランの現行収支の見込みを立てたときに、例えば老朽化した市民会館や市民センターの機器の更新に多額の費用があるとか、あと消防の方で通信施設のデジタル化、そういうことなんかも含めます。そのほかにもいろいろな事業があるわけですが、これらについてこれから総合計画が新しくなるところですので、財政状況を見ながら、それを今、計画している年度のままやるのか、仮にやらなければならないとすれば、そこに一定程度の建設事業については起債の充当率、今は75パーセントを見ているので、そこにさらに起債を入れて一般財源の負担がないようにするのか、そういうところを考えている、そういうことでございます。

菊地委員

財政再建推進プランの先行きがどうなるのかということが非常に心配なのですが、それに大変影響を与える地方交付税の問題で、今朝の北海道新聞に「2006年度の交付税1兆円減」と出ています。道の財政に追い打ちが

かかるという記事があるのですけれども、これをそのまま読んだら、これは道を小樽市と書きかえたらそっくりそのまま当てはまるのだらうと思うのです。地域の財源を穴埋めするための地方交付税としての役割、それを十分果たしてもらうために、景気の回復が図られないし、税収の伸びが本当にどうなるのかというか、もっと下がるのではないかというようなところの、小樽市に対してはきちんとした配分をしてほしいというのが多くの市民や財政担当者の皆さんの願いなのですが、北海道は来年 2 月限度の配分額内に望みを託す、期待したいと言っているのですけれども、期待するだけでいいのかという思いも本当にするのです。そういうことではこれをそのまま小樽市に書きかえたとして、単に期待するわけではなくて、どういうふうにしていったらいいのかということについて、財政部としては考えをお持ちでしょうか。

(財政) 財政課長

今日の新聞記事ですが、今回の地方交付税の削減といいますが、金額的なものはまだ詳しい内容はわかりませんが、基本的には地方税収が伸びたことによって、その分の交付税を減らしますという形になっております。仮にそれであれば、税収の伸びがあまり見込めない、北海道もそうですが、小樽市、道内の自治体は多くがかかわっている、そういうところには削減の影響がない、そういうふうを考えたいわけです。ただ、実際には、そういうふうにはなかなか難しい問題があると思いますので、先日、地方財政対策、18日に一応決着したという形なのですが、その前に北海道内の地方六団体は緊急アピールというものをまとめて、国会議員の方に要請をしております。

また、この21日には、全国市長会で、この地方財政対策決定を受けて、東京で理事会が開かれるのですが、そこには山田市長も出席いたしますので、この辺で国に対してどのような要請をしていくのか、それも見守りたい。

さらに先日、私どもは、先週が地方財政対策の山だったものですから、地元選出の国会議員に対して市長みずから手紙を書いて要請もしたと、そういうことでございます。

菊地委員

わかりました。

石狩開発株式会社の再生計画について

財政再建推進プランで石狩開発株式会社のことについてもお聞きしたいと思うのですが、石狩開発株式会社が再建ということで、土地の問題です。実際に再建していくための計画に、土地が売れなければなかなかこの再建計画が成り立っていかないと思うのですが、その辺の現況について、どれだけ売れているのかとか、そういうことがわかりましたら教えてください。

(総務) 企画政策室木村主幹

石狩開発の再生計画が平成15年4月から開始し、進められておりまして、その中でこれから30年間ということで長期にわたることから、ここ10年間を再生からの基盤づくりとして位置づけておりまして、また、その中で第1次ということで3か年を位置づけております。

今、委員の御質問ですけれども、平成15年度から17年度、現在ですけれども、その3か年を第1次と位置づけておりますので話しますと、平成15年度については、分譲については計画は5.0ヘクタールだったのですが、実績としては4社5.5ヘクタールということで達成しております。また、リースにつきましては、計画では5.0ヘクタールですが、6社5.5ヘクタールということで達成しております。また、16年度につきましては、計画で分譲が5.0ヘクタールで実績は8社4.9ヘクタールということで、ほぼ達成しております。リースにつきましては、計画で3.0ヘクタールで8社3.1ヘクタールですので、達成をされております。17年度、11月末現在であります。計画については分譲で5.5ヘクタールですが、実績としては3社で1.3ヘクタール、また、リースにつきましては計画で5.0ヘクタールで、8社4.8ヘクタールとなっております。

ただ、この内容を担当に聞きますと、平成17年度についても現在交渉しているところがございますので、実績、今まだ11月末ですので、ほぼこの計画どおりに年度内には達成されるだろうということで聞いております。

菊地委員

それで、石狩開発株式会社には新たな出資を求められていて、石狩市が何やら応じたような話も聞いているのですが、小樽市は現状どうするのか、今後の見通しをどうするのかについてお尋ねします。

(総務) 企画政策室木村主幹

構成しております北海道、それから石狩市に対してとなっておりますが、先日、石狩市が3,150万円ということで新規出資をしました。小樽市につきましては、現状ですけれども、今、再生計画を行っているところでございますので、その部分については、出資のことはしっかりその部分の体制が整ってから、そのときまたどうするのかを検討しますということで今話しているところでございます。

菊地委員

石狩市が出資する背景にあったのは、かなり道からの圧力があつたのではなからうかと推測される部分もあるようです。小樽市も、今後そのような圧力に負けて、よもやこの大変な時期に再出資しようなどという考えはないだろうということで改めてお聞きしたのですが、財政再建を先にしっかりやるということで確認してよろしいでしょうね。

(総務) 企画政策室木村主幹

そのとおりでございます。

菊地委員

潮見台中学校の赤水問題について

次、教育委員会に何点かお尋ねします。

今日の道新に「潮見台中学校の水道水に赤さび5年以上」という記事が載っていました。これを読むと、財政難のため直すのは先送りしたいというように読めるのですが、その辺をもう少し具体的に状況を教えていただけますか。

(教育) 総務管理課長

本日の朝、道新に出ました潮見台中学校の赤水問題についてでありますけれども、赤水が5年ほど前から出ているということにつきましては報告を受けております。また、この潮見台中学校に限らずほかの学校でも数校あると書いていますが、数校あります。その中でこの赤水問題、要するに学校施設内の給水管が老朽化により時々赤水が発生するという現象でございます。この給水管を改善するにしても、配管が1階から4階まで、あるいは1階から3階までというようなことで、また冬期間の凍結問題等いろいろな問題がございまして、それを個々に部分的に改善するということは困難なところがありますので、全体的に改善しなければならないと考えておまして、その場合、約2,000万円ほどかかるということも聞いております。そういうことがありまして、今すぐ改善することにはなりませんので、現在、水道水の検査をしながら、安全性を確認しながら使用していただいているというのが現状であります。

菊地委員

北大の研究教授が「飲料水の水質基準には適合しておらず、改善すべきだ」と述べているのですが、今、課長おっしゃいましたけれども、水質検査というのはしているのですね。改めて確認します。

(教育) 学校教育課長

学校の水質検査というのは学校保健法という法律に定められておまして、私どもで年1回以上必ずやっています。その中の水質基準というのは、残留塩素、色度、濁度、臭気、味です。それからpH、水素イオン濃度と言うのですけれども、それとか一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、過マンガン酸カリウムという形のをそれぞれ水質基準で決められています。これにつきましては、私どもの検査の中で学校薬剤師の方に検査をしてもらっています。そういう中では検査結果につきましては、小樽の学校の飲料水はすべてこの水質基準に適合しています。潮見台中

学校も、当然これらの基準をすべてクリアしているという状況になっています。

菊地委員

それでも水筒を持ってくる生徒もいるということで、精神的には子供たちにもなかなか苦勞を与えているのではないかなと思うのですが、財政難もあり、今すぐ解決とならないまでも、今後の解決の見通しについてはいかがなのでしょう。

教育部川原次長

学校の赤水の対策でございますけれども、現在、毎年水質検査を行って安全を確認の上、使用しているという状況でございます。ただ、老朽化ということがございまして、休みが長期にわたった場合、休み明けとか、蛇口をひねるとどうしても赤い水が出るという状況は確かにございます。したがって、休み明けにつきましては朝早く赤い水を流していこうというような対応を学校にお願いしております。毎年の検査でその状況は確認しておりますので、例えばこれがこれよりひどくなりますと、流しても常時検出される、要するに検査を通らないという状況になれば、これは管についてどういった方法をとった方がいいのかということでは、建設部とも協議をして対応しなければならぬと思っています。

菊地委員

防犯ブザーについて

子供の安全確保についてお聞きします。

小樽市は防犯ブザーを全児童に貸与していますけれども、これが使われることのないようにということはだれでも願うわけなのですが、いざとなったときに利用価値がなければ何もならないのですが、電池の管理とか、その辺については教育委員会としては適宜に対応しているのでしょうか。

(教育) 学校教育課長

防犯ブザーにつきましては、今年の4月に小樽市として小学校、中学校の全生徒に配ってございます。それで、配ってから、当然使い方などについてもパンフレット、それから生徒はもとより家庭にも使い方については指導してございます。そういう中で、学校を通じて今までも防犯ブザーの点検と申しますか、そういうことはそれぞれさせてもらっていました。今般、広島、栃木県の事件があって、私どもの方も半年ほどたっていますし、再度点検してブザーのチェック、それからホームルームなどで使い方の訓練と申しましょうか、そういったことも含めてどういうふうにするかと、それから遭遇した場合の対応策、そういったことも含めて指導をしているところでございます。

菊地委員

かなり綿密にぜひやっていただきたいと思うのですが、例えば私も経験があるのですけれども、児童と保護者の責任だけに任せておくと、なかなか徹底されないということもありますので、その辺まで踏み込んで、ぜひ教育委員会として学校を通じて十分使えるものになっているかどうかということの調査をお願いしたいと思うのです。

地域ぐるみの安全対策について

もう一つ、予算特別委員会の中でも、地域ぐるみでの子供の安全を確保するという対策についていろいろ質問されていたのですが、小樽市の教育委員会としても幾つかもう既に手をつけていること、あるいは考えていることがある旨答弁されていました。できればそういうことを文章なりにしてわかる部分は、ぜひ広報とか何らかの方法で、市民に小樽市教育委員会としてはこのように考えていますとか、そういうことを徹底する方法について考えていただきたいと思うのですが、それはいかがでしょうか。

(教育) 学校教育課長

地域ぐるみのそういった安全対策と申しますか、今、学校の方には危機管理マニュアルという形の中では学校内外、校舎内のこととか、それから登下校のときについてですけれども、それぞれ作成して持っています。

そういう中で、学校の子供については使用されていると思っていますけれども、あと私どもの方からそういったマニュアル的な部分については、例えば前も答えましたけれども、学校に対して要注意箇所とか、それから登下校の安全の確保、それから安全教育の推進といったことについて、るる文書的なものを流してございます。

そういった中で学校の部分については対応できているのかなと思っていますけれども、地域ぐるみの関係につきましては、そういった取組について、現在、学校のそういった部分をどう広げていくかということについて検討をしておりますので、もう少しそういったものを我々も見たいと思っています。

菊地委員

ぜひお願いいたします。

新博物館の料金体系について

新博物館の基本計画のことで1点だけお尋ねしたいと思うのですが、まだそこまで突っ込んだ話し合いにはなっていないのかもしれないのですが、今、博物館、それから青少年科学技術館、そして交通記念館は料金体系がばらばらです。その辺は総合的になった場合はどうなさるのかということがわかりましたら教えてください。

(教育)八木主幹

現在、博物館と青少年科学技術館は社会教育施設といたしまして、同じ料金で、小中学生無料、大人が300円、科学館は無料ですが、そういった体系をとってございますけれども、交通記念館はただいま一般の方で株式会社の方で運営しておりますので、940円という料金体系でございます。ただし、これは社会教育施設として一体化していく中では、基本的には社会教育施設の料金体系ということで考えて、現在検討しているところでございます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

副市長制度について

それでは、私の方から、代表質問から関連してお聞きいたします。自治基本条例の中から現在検討されています副市長制度、シティーマネジャー制度について何点かお聞きします。

現在、市長は内外の会議をはじめ国内外、ポートセールスなど活動、他の市町村回り、頑張っていると思います。まず総務部の立場から、現市長の仕事量について適切か過剰か、そういうようなお考えがもしあれば。

(総務)秘書課長

どういう形で申し上げていいか、ちょっと難しいです。日常業務につきましては、このような議会は最優先ですが、それ以外のものにつきましては数多くの行事関係がございますので、そういうところに出向いていくというのは、もちろん市長として市を代表して行くという形になってございます。

それから、祝日・休日あるいは夜間という部分につきましても、やはりいろいろな形で御案内のある向きもありますので、市の行政をPRするという面でのトップセールスというような点もありますけれども、いろいろな意味で行政の方の説明をやらせていただいている機会もある。

漠然としておりますけれども、その程度でございます。

山田委員

私も会合で何回か市長と会って、日曜、祭日、夜間問わず市長が列席されているのをよく見かけます。そういった意味で、私は副市長制度についていろいろ聞くわけですが、法案がまだ成立していないので難しいとは思いますが、こういうような担当部署の権限の一部委譲を考えられるものがもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。

(総務)企画政策東田主幹

ただいまの御質問につきましては、先般の第28次の地方制度調査会が政府に対して答申をいたしました、副市長

制度導入を盛り込んだ自治法の改正案が成立した場合ということでございますけれども、権限の委譲とか所管についてのお尋ねというふうに認識しましたけれども、委員がおっしゃいましたとおり、どのような権限を委任することにするのかにつきましては、法案の行方というのが非常に重要になってくるといふふうに考えております。したがって、もし成立した場合ですけれども、成立後の全国の自治体の取組などを見極めた上で、その職務権限並びに所管事務等については決めていくことになるというふうに思っております。

山田委員

それでは、副市長が誕生するということによろしいですね。

(総務)企画政策室長

今、主幹からも述べましたとおり、12月9日に地方制度調査会の会議から、その副市長制度も含めた答申が出されております。それで、もう既に札幌市のように呼称として助役を副市長と言っているところはございますけれども、市長権限の一部を助役、副市長に委任をするということになりますと、法制度の地方自治法の改正から議論が始まるということになりますので、現状で私どもとして、副市長制度に移行するとか、そういったことでの判断ではございません。ただ、その中身といたしましては、どこの部署のどこの仕事というよりも、その市長権限は政策決定、政策立案に軸を置く、そして副市長の方には政策の執行を軸に置くという、そういったような形で今後議論がされるのではないかとこのように思っております。

山田委員

本当にそういった意味で、今後、その副市長制度がますます重要になってくると思います。

それで、これも難しいのですが、そういった面で本市の抱えるそういうような問題、早急に対処しなければならない例があればお聞かせ願いたいと思います。

(総務)企画政策室長

ちょっと重複してしまうと思うので申しわけないのですが、今回こういった考え方が出てきた基本的な背景には、地方分権という流れの中で、地方自治体が負う責任というものが極めて多くなっていくという、そういった背景の中で、明治時代に基本的な形がつけられました今の自治法の中では、あまりにも市長に一点集中しすぎているという考え方の中で、政策の立案と決められた政策の執行というものを分けて考えていこうという、そういったようなことが今後議論されていくということですので、正直言いますと小樽市段階ですぐに手をつけなければならないとかという、そういった意味合いと申しますか、そういったことではないのではないかとこのように理解しております。

山田委員

そういった面もあるということわかりました。

観光大使について

それでは、関連して、私はさきの一般質問の中でも観光大使についてもお聞きしております。本市においては私自身も市長が最高の観光大使とは思いますが、まずこの点について何か考察があればお聞かせ願いたいと思います。

(総務)企画政策東田主幹

観光大使という具体的なものになれば、現在、観光振興室がやっていますけれども、概念ということで話をさせていただきますけれども、市長が最高の観光大使ということについては、これまで自治体経営の最高責任者という立場から、委員が先ほどからお話ししておりますとおり、国内各地はもとより姉妹都市ダニーデンとか、ロシアのナホトカとの友好親善、さらには中国、香港、台湾など東アジア諸国においてもポートセールスとか経済交流、観光PR等々常にトップセールスということを実践し、その成果を十分に上げてきているということからも、その役割というのを果たしてきているというふうに思っております。

ただ、本来の観光大使という概念につきましては、これはあくまでも私の認識ですけれども、当該観光地域外に

居住しております常日ごろからそのまちのPRに努めてくれている人を指しているというふうに思っておりますので、そういう意味からは市長が観光大使になるというよりも、従前どおりトップセールスを行っていくものだと思います。

山田委員

よくわかりました。

シティーマネジャー制度について

それでは、シティーマネジャー制度について伺います。

姉妹都市ダニーデンとの交流を進め、制度・運営などいろいろ研究されていると答弁の中にもありました。まず、この制度についての概要、また本市について導入するとしたら、利点、デメリットなどわかればお聞かせ願いたいと思います。

(総務)企画政策室東田主幹

シティーマネジャー制度というものは、今、小樽市がやっております市長を行政の主体とする市長制とは違っていて、簡単な言い方をすると、市議会がシティーマネジャーというものを認定して行政を任せるというものです。この制度の下では、市議会というのは政策の決定とか、それから条例の制定、予算の認定、もちろんマネジャー本人を任命するという役割を担うというものでございます。もっとわかりやすく言いますと、日本の社会で言うと、自治体が民間の企業経営の経験者らを採用いたしまして、行政運営を全面的にもう任せてしまうという制度でありまして、最近国内で考えられているのが、助役にかえてシティーマネジャーを置くということも可能にするような方向で検討されていると伺っております。

また、導入した場合のメリット、課題等についてですけれども、勉強中でございますので、まだ詳しくはわかりませんが、ある文献を拝借させていただきますと、どちらかというといわずらに延ばされている審議というものを、審議期間を短くすることが可能になってくるのではないかと、それから民主主義というものと能率経済の調和を十分に図っていくことが、民間の経営者を雇うことによって期待されるのではないかとというようなメリットは書かれております。

山田委員

ますます旧来社会が変動する中、早急にされる審議、そういうものに対しても一定の速さが必要だと思います。

社会教育施設のアンケート調査について

指定管理者制度について何点かお伺いしてまいります。

公共施設の指定管理者が来年度に本格的に移行いたします。その中で社会教育施設について伺います。今までの指定管理者制度導入で経費の節減やサービスの向上、こういうものが考えられますが、まず基本となるのは管理・運営面での安定、またサービスの向上が公平にされなければならないということが挙げられると思います。今回、その計画の中では、コストの効率や市民サービスなど精査する内容を、数か月、数年という形で聞き取り調査するというので答弁を伺っております。このアンケートについて、周知、内容、運営についてまずお聞かせ願いたいと思います。また、この間、私の代表質問の中で入っております横浜市のチェックリストについて、もし何か聞き取りがあるようなものがあればお聞かせ願いたいと思います。

(総務)中田主幹

まず、施設の利用者の声ということで、今回導入する施設は、導入後、施設のアンケート調査を実施して管理・運営に当たってくださいということで、募集要項にそういう形で明示させていただきました。以前からもやっている部分はあると思いますが、その辺は徹底して利用者の公平性を確保するためにやっていきたいと思っております。やはりいろいろ指定管理者導入をするかどうかの判断に当たっても、日ごろからそれぞれの所管における管理をいたしておりますので、特にアンケート調査ということは考えていませんけれども、状況を把握している

と思いますので、その辺で指定管理者を入れた方がいいのかということをご十分にサーチしていただいて、募集要項なりにきちんとそういう条件をつけて公募をするような形でしていきたいというふうに考えてございます。

それと、2 点目の横浜市のチェックリストの件でございますけれども、横浜市で指定管理者制度導入手順におけるチェックリストというものを作成してございます。私ども小樽市と横浜市の指定管理者選定のやり方の違いがございます。一番の違いは小樽市の場合、選考委員会は一つでございます。どこの所管の施設において募集しても、一つの選考委員会でその内容を審査する形になってございます。ですけれども、横浜市の場合はそれぞれの所管、例えば教育委員会ですと教育委員会に選考委員会を設置してございます。建設部ですと建設部に選考委員会を設置します。横浜市で今回チェックリストを見ますと、その辺のそれぞれの所管に選考を任せておりますので、その辺をチェックする内容が目的のチェックリストだと思われま。一応そうは言いましても、それぞれ手続でチェック項目は考えてございますので、小樽市においてもこのチェックリストを参考に手続を進めていくことができるのかなと思いまして、参考にさせていただきたいというふうに考えてございます。

山田委員

ぜひ参考にさせていただければと思います。私どもはよく郊外レストランに行くと、やはりそういうレストランの中でも利用しやすいとか、そういった利用状況を聞き取るアンケート用紙が入ってございます。そういった意味での活用をよろしく願いいたします。

指定管理者と学芸員の関係について

次に、社会教育施設の中の学芸員とこの指定管理者の関係についてお尋ねいたします。

これは島根県の美術館、岩手県の美術館、こういう施設では管理業務のみ委託されていると聞いています。また、学芸員が引き続き行う学芸業務と分離した方式とは逆に、長崎県と長崎市が出資した歴史文化博物館では、学芸員と施設を含めて丸投げといいますか、指定管理者に初めて任せられた例と、こういうふうな形で聞いております。現在ほぼ全国一斉の導入で、これが本当にいい例、悪い例というわけではないですけれども、本当に使いやすいという例が見えないと思います。また、道の条例では、この中間的な形態ということも聞いております。

まず、この中でどのような小樽市の形態として進もうとしているのか、まずその形態についてお聞かせ願いたいと思います。

教育部品田次長

指定管理者制度の導入でございますけれども、その指定管理者の施設運営という部分では、やはり効率化を視野に入れて取り組んでいかなければならないだろうと思っております。それで、施設の役割として大きく占めますのは、やはり市民サービスの充実を図るという点もございまして、私どもといたしましては専門職といいますか、学芸員の方々の部分の対応になるうかと思いまして、私どもといたしましては、レファレンスサービス、これは大切なものだろうと、こういうことで認識してございまして、その導入に当たりますと、指定管理者側といろいろと協議・検討なりが必要かと思いまして、私どもといたしましては、国あるいは道の動向を見ながら導入を検討していかなければならないだろうと思っております。

山田委員

それでは、そういったような動向で推移するということなのですが、こういう面もあると思うのです。指定管理者と学芸員がまず事業方針が違う場合、学芸員のこうやりたいという意見が無視されるというようなことも危ぐされるのですけれども、その点について何か考察があればお聞かせ願いたいと思います。

教育部品田次長

ただいまも申し上げましたとおり、やはり市民サービスの充実を図る、市民ニーズに対応していくという中では、施設の役割としてレファレンスサービス、この辺の充実は必要だろうと思っております。その中では学芸員等の意見なりはある意味反映といいますか、そういうことも考えていかなければならないだろうと思っております。

でございます。

山田委員

そうですね。本当にそういった意味で学芸員の意見が尊重されればいいのですけれども、ある程度学芸員の業務だけが分割されて、あまり利点が見えてこない、そういうのもちょっと危ぐされますので、その点、市のそういった指定管理者への指導なり、今後されるようなものもあればお聞かせ願いたいと思います。

教育部品田次長

指定管理者側との協議等のことかとは思いますが、やはり今言いましたように施設としての役割の充実性を図るということでは、いろいろと協議は進めさせていただきたいと思っております。

山田委員

わかりました。そういった意味で協議の方をよろしく願いいたします。

新博物館の展示資料の充実について

この項最後の質問として、以前新幹線のゼロ系も鉄道資料館の中に入れてはどうかということをお申しました。将来の施策として、私は鉄道記念館のよりよい鉄道資料の充実について努めていただければと思うのですけれども、そういった将来の具体的な施策を考えられていると思いますけれども、もしそういうものがあればお聞かせ願いたいと思います。

(教育)八木主幹

本日報告申し上げました新博物館の基本計画(案)の中で、交通記念館につきましては、博物館と青少年科学技術館との統合を考えてございまして、現在、交通記念館に学芸員は1人しかおりませんが、博物館の学芸員、また青少年科学技術館の科学の分野での学芸員というのがこの中に参入してまいります。こういった中で歴史的な古いしづか号とか、そういったものについては当然博物館の学芸員が協力して、その辺の調査・研究等を進めながら、展示していく形になりましょうし、またこういった新幹線あるいは将来に向けたリニアモーターカーとか、いろいろな展開があると思いますけれども、そういったものにつきましては、青少年科学技術館からの学芸員がいる部分でコスト的な展開を図って考えていきたいと、そういうふうを考えてございます。

山田委員

ぜひとも少年・少女、子供たちに夢が与えられるような文化施設にしていっていただきたいと思います。

小前委員

小学校低学年の防犯対策について

防犯対策についてなのですが、小学校の1、2年生の児童が犯人にだまされて車に乗せられたり、部屋に上がって殺されたりしている現実を見ていると、防犯ブザーは低学年には役立ってはいないのではないかと私は思います。そういう意味で、低学年に対する対応は別のものが必要ではないのかと思いますけれども、教育委員会は何かお考えですか。

(教育)学校教育課長

防犯ブザーにつきましては先ほどからお答えしていますが、今年の4月から配布貸与しているわけですが、低学年の子供は、むしろ私どもの感覚としては高学年の子供よりは持ち歩いているという印象を、ちょっといたずらもいろいろありますけれども、持ち歩いて鳴らしてみたりといったことも、まち角あたりでそういったことも目にいたしますので、私どもの感覚としては低学年の方にも十分活用されているのだろうというふうに思っております。

小前委員

防犯ブザーというのは急な場合に自分の意思で引っ張るわけですね。それがだまされて乗せられたり、部屋に入

るわけですから、防犯ブザーを活用する時間がないのではないかとこの質問をしたのですけれども、いかがですか。

(教育) 学校教育課長

今回、私どもが防犯ブザーを導入した理由というのは、第一には抑止力ということも当然でございます。それを持っているということ自体がそういった犯罪に巻き込まれにくいといえますか、そういう部分もでございます。それから、当然、今、小前委員がおっしゃるように急なときにどうなのかというお話もでございますけれども、私どもの方も学校を通じまして、例えば先ほども申し上げましたけれども、そういった声かけとか事犯に対応して、そういった場合どうするのか。まず、防犯ブザーを鳴らすことはもとより、大きな声を上げて逃げるとか、そういったことも含めて総合的な中で、生徒、子供に対して指導しておりますので、そういう意味では、小樽市としては抑止力という形の中では十分役に立つのではないかとこのように考えています。

小前委員

小樽市のように今雪が降っておりますと、歩道がなくなって車道を歩行者も歩いているような状況下がたくさんございますので、危険性がもっと高いのではないかと私は考えます。そういう意味で、低学年には担任の先生と親と一緒に子供の通学路を歩いて、危険なところをチェックするような必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

(教育) 学校教育課長

学校の担任の教員につきましては、小学校 1 年に上がったときから集団下校の訓練というのは当然常々やってございます。ですから、教員と一緒に歩いて、その子の家まで送り届けるという形をとっています。今般、事件が起きて、学校の教員が子供たちを送り届けるといいますが、そういったことを各学校で今行っておりますので、我々もそういったことをさらになお一層徹底させていきたいと思っています。

小前委員

よろしく願いいたします。

あゆみの通信欄について

次に、あゆみの通信欄について伺います。朝里小学校と高島小学校の 2 学期はあゆみの通信欄に書き入れてくれるのでしょうか、お尋ねいたします。

(教育) 指導室寺澤主幹

あゆみの通信欄の件ですが、高島小学校につきましては、2 学期から改善するというふうに伺っております。朝里小学校につきましては、通知表の記入につきまして校長と日ごろから連絡をとり合っており、どういう状況か報告を受けておりますが、職員会議におきまして、校長の方から通信欄の必要性について指導室からの資料を配布したり、地域、保護者の意見も紹介するなど、繰り返し指導に努めているところでございます。

しかし、先生の中には、個人懇談とか保護者会等で子供の様子について十分保護者に説明しているのに、通信欄の記入についてはまだ納得できないという先生もおり、まだ記入するに至っていない状況でございます。

小前委員

教育委員会は朝里小学校の児童のこういった不利益については、どうお考えでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

通信欄の記入につきましては、学期の節目節目で記号とか数字で表せない子供の生活の様子、それから学びのよさなどを保護者、子供たちに伝えて意欲を高める教育的な意義があるものであると考えており、小樽市立の学校の子供たちが同じように通信欄に記入していただくようにしていただきたいと考えているところでございます。

小前委員

自分が担任している児童に励ましの言葉をかけないという朝里小学校の現実に対して、教育委員会は来春に向け、

朝里小学校の教員の配置は考えていますか。

(教育) 学校教育課長

学校の教員の人事異動のことと思いますけれども、学校の教員の人事異動につきましては、従前、教員の個人調書をもって、その人事異動についていろいろやってまいりました。昨年からそれを、制度を改めまして、教員に対して面接を行ってございます。面接と個人調書で異動を行ったわけですが、面接の中で教員個々人それぞれの意見も聞いて、それから教育委員会の意見、教育委員会から教員に対しての要望もいろいろありますので、そういった要望をしながら面接をしております。それとともに校長からの意見もいただきながら、面接の結果とあわせて人事異動を行っておりますので、そういう観点で今後も行っていきたいと思っております。

小前委員

私が尋ねたいのは、朝里小学校の教員の転勤のことでありますけれども、あゆみの通信欄に書いてくれない教員が多いので、朝里小学校だけが、今、小樽市で残っているわけですから、それなら教員の配置転換を考えなければ朝里小学校は書き入れてくれないと思っただけの質問なのですから、一般論ではなくて、朝里小学校の教員の配置をどういうふうにお考えかお尋ねします。

(教育) 学校教育課長

私は一般論ということで答えたのではなくて、朝里小学校の教員もそういった形で行っておりますので、我々の考え方なども教員には伝えながらやっているということで御理解いただきたいと思います。

教育長

一般の教員の人事についてであります、児童の心の問題とかいろいろありまして、例えば10人いる学校でしたら、5人も6人も入るといふ、そういうしくみにはならないと思います。あとそれぞれの教職員の希望もございまして、そういうことを考えながら私どもは後志教育局と協議しながら進めているところでございます。

また、あゆみの通信欄につきましては、大変重要な課題と私は認識しておりますが、あゆみの通信欄以外にさらさらいろいろな要素がございまして、まだ小樽市にはあゆみの通信欄以外の課題も幾つかありますので、それをトータルに踏まえまして、できるだけ学校に偏りのないように、それから委員がおっしゃいましたように、いろいろな面で保護者のニーズにこたえるように私どもは後志教育局と検討してまいりたいと思っておりますので、今の段階で朝里小学校の教員うんぬんということにはなりませんけれども、一応そういうものも課題の一つと踏まえまして、これから話し合いをしてまいりたいと考えております。

小前委員

よろしく申し上げます。

教職員の退職者数について

市職員が5年間で290人退職者が出ると聞きました。教員の退職者はここ5年間ぐらいでどういうふうな推移になりますか。

(教育) 学校教育課長

学校の教員ということで校長、教頭も含めての形ですが、小学校、中学校合わせて17年度末は12名、18年度末は19名、19年度末には21名、20年度末は10名、21年度末は18名の退職という形になってございます。

小前委員

全体で小樽市の教員は600人ぐらいですか、700人ぐらいですか。

(教育) 学校教育課長

正規の職員で六百四、五十だったと思います。

小前委員

指定校の変更について

北手宮小学校のある親から、1年生から6年生まで1クラスが10人から十二、三人の非常に少ない児童数で、1年から6年生までそのまま持ち上がっていることに対して、子供も親も濃い人間関係に疲れ果てたという電話をいただきました。それで、もっと児童数のある学校に移りたいという相談を受けたのですが、そういう子供に対しては教育委員会はどのようなふうに措置なさいますか。

(教育) 学校教育課長

児童数の多い学校に行きたいという御質問でございますけれども、私どもの方で、学校はそれぞれ指定校というのがその住所によって決まっております。その中で、ただそれだけの理由ということでは学校の指定校の変更ということはございません。ですから、例えばそちらの学校の方が距離が近いとか、身体上の不都合があるとか、それから例えば家を引っ越したのでそちらの学校に行きたいとか、いろいろな条件がございますので、そういったものを勘案して判断していくところであります。

小前委員

そうすると、北手宮小学校は来春は生徒数は何人になりますか。

(教育) 学校教育課長

来年度は72名という形で押さえてございます。

小前委員

また5人減るわけですね。堺小学校の校長に尋ねましたら、小学校1年生で力関係ははっきりしていて、ある子供がある子供に物すごい気の使い方をしている。その子がうちに帰ったらどれだけ疲れているだろうと思うと、かわいそうで一日も早く大きな学校に行かせてあげたいと、私に言いながら涙ぐんでいました。私、本当にその気持ちがよくわかります。小樽市は今年680何人かの出生率ですので、もう適正配置に向け、すぐ手をつける段階にあると思うのですが、審議会はいつ立ち上げるというような具体的な考えは持っていますか、お尋ねします。

(教育) 山村主幹

これからの学校の規模、学校の配置のあり方を考える中で、どのように市民の皆さんの意見なども参考にしながら進めていくか。そういう観点から、現在、北海道、道内的にこの学校のいわゆる適正配置について取り組んでいる都市がだんだん多くなってきております。これは、そういうことでいろいろな取組の仕方がある。そういった中で市民各層からなる市民懇談会、検討懇談会を立ち上げている市が多いというような状況でございます。そういうその辺の状況を見て現在情報を整理しているところでありますけれども、また、この懇談会に諮問する中身について、それぞれ各自自治体で若干の差異があるというふうに見てございます。その辺のところを整理しながら進めていくわけですが、現在のところ、本年度末までにその流れについて固めていきたいと考えております。そして、新年度、年度が変わってなるべく早い時期に、この検討懇談会という市民各層からなる組織を立ち上げてまいりたいというふうと考えてございます。

小前委員

他都市を見ましても、この審議会というのには最低4年間はかかっていますので、少しでも早く手をつけていただけますようお願いいたします。

ティーム・ティーチングの効果について

今、小樽の教育委員会にTTは何人いて、その効果をお教えいただきたいと思っております。

(教育) 指導室寺澤主幹

ティーム・ティーチングにかかわっての御質問ですが、現在、小樽市におきましてはティーム・ティーチングや1クラスを二つに分けて指導するなどそういう少人数指導で、市内の6小学校で7人、5中学校で5人、合計11の小中学校で12人の教員の加配をしていただいております。この指導方法の工夫・改善の取組によりまして、理解が遅れがちの子供が計算がよくできるようになったとか、英語の指導がきめ細かくできるとか、ティーム・ティーチ

ングで教えてもらうのが楽しいなど、基礎・基本の定着や子供の学習意欲に効果が見られているところがございます。

小前委員

スクールカウンセラーについて

それでは、今、小樽にカウンセラーの先生は何人いて、何校配置されているのでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

現在、小樽市におきましては道費のスクールカウンセラーを 4 名、それから市費のスクールカウンセラーを 1 名配置しております。道費のスクールカウンセラーについては中学校をそれぞれ 3 校ずつ担当しておりますので、市内中学校 14 校中 12 校に配置しております。それから、市費につきましては教育委員会に配置いたしまして、主に小学校全校と残りの中学校 2 校を担当しているところでございます。

小前委員

その効果も尋ねたいのですけれども。

(教育) 指導室寺澤主幹

スクールカウンセラーの効果なのですが、学校におきましてはスクールカウンセラーの助言により、家庭、関係機関との連携の下、学校全体で生徒指導に取り組めるようになった、また児童・生徒と接する際の意識が変わるとともに、児童・生徒のさまざまな悩みに関し適切な対応をとることができるようになった等の報告を聞いております。また、児童・生徒、保護者からは、スクールカウンセラーが教員とは異なって第三者的な存在であるため、児童・生徒、保護者が気兼ねなくカウンセリングを受けることができた、またその専門性によって、児童・生徒の悩み、不安、ストレスの解決につながったとの声を聞いております。

小前委員

教育長のところに、ある教員からカウンセラーをうちの学校には派遣しないでほしいという手紙が来たというのも聞いていますけれども、その内容というか、その意味はどういうことだったのでしょうか。

(教育) 指導室寺澤主幹

教育長あてに、職員団体に属する多くの分会から、スクールカウンセラーの導入により子供たちの問題行動を解決しようとするのは抜本的な解決にならないのではないかという問題点があるとし、配置に反対の手紙が届いている事実がございます。しかし、実際には相談件数が増加してきている状況が見られます。例えば学校においてスクールカウンセラーの話を聞く会、教員の研修会を開いたり、小樽市教育研究会において道のスクールカウンセラーを招いて教育講演会を行ったり、毎年開催しております不登校対策連絡協議会におきましては、小樽市に配置しております 5 人のスクールカウンセラー全員が参加して、教員と協議を深めたりしております。

小前委員

とても不登校生が減ったという実態がございますよね。そういう意味で、教育委員会はカウンセラーの事業を推進していきたいという考えですか。

(教育) 指導室長

委員御指摘のとおり、子どもは主幹からも答弁させていただいたとおり、スクールカウンセラーという第三の存在が学校にいることによってチャンネルが多くなるという、これはやはり大事だろうと。これがまた、生徒はもとより保護者、教員から、教員も今日も実は相談が入っているのですが、こういう形で行っていると。このことが、実は子供の成長を教員たちが支えていく上でのスクールカウンセラーは一つの支えにもなっているのだということで考えてございますので、市費のスクールカウンセラーが対応してございますが、実は 14 校すべてにまだ配置が十分ではないと考えてございますので、今後とも道教委に対しては繰り返しお願いをしているところでございます。

横田委員

小前委員の質問の中に朝里小学校のあゆみの通信欄の話がありましたが、懇談をしているのだからあゆみを書かなくてもいいのだという教員のお話のようです。しかし、私が思うに、面談で足りない部分をあゆみの記載欄で補うのではなくて、そんなことを言うと、そうしたら書いているところが個別面談をちゃんとやっていないのかという話になりますから、どうも何か教員のおっしゃることが社会常識とはかけ離れているのだというふうに思います。というのは、先日、朝里小学校でつい最近、校長、教頭、保護者、それから地域の住民の方々が集まる会が3回ほどありまして、私もその1回に出させてもらいましたが、主題は交通安全マップの作り方の話だったのですけれども、何でもいろいろ話ということで保護者の方からたくさん話が出ましたが、その中でも今のあゆみの通信欄の話は当然出ましたし、これは皆さん当然書いてくれということです。それから、新聞に1年生の顔なんか何が連載で載っている記事がございましたが、「うちの朝里小学校はいつ載るのですか」と校長にお聞きしたところ、「いや、うちの学校は載せないことにします。プライバシーの問題があります。保留を申し上げます」と言っていましたけれども、親たちはもうがっかりしていました。そんなふうにいるいろいろ地域の皆さん方と要望なんかを取り入れてくれるようにその場でもお願いしましたけれども、教育委員会からもひとつまた御指導をお願いしたいと思います。

江西区との交流について

つい先日、また江西の、日本読みでカンザイと言うのでしょうか、向こうの呼び名がわかりませんが、区庁長が来て表敬訪問を受けられたようですけれども、前の話ですと、私一般質問が何かで言ったときには、年内に姉妹都市までいなくても、何か交流をしたいのだというお話でしたけれども、どうなのですか。その辺は何かお話がありましたか。

(総務)秘書課長

カンソグと読むのだそうです。ソウルの中の一つの市です。つい一月ぐらい前ですけれども、区庁長と、それから向こうの商工会議所の会長等が20数名おいでになりました。今のところの交流というのは、あくまで民間サイドといいますが、学校であったり、そういう企業経営者同士の交流部分になります。これからのことでございますけれども、今のところ、先方に小樽市との交流を深めたいという民間の組織が立ち上がったようでございまして、小樽市側にもそれに見合うといいますが、そういう民間の団体ができれば、まずその辺の団体の交流から始めて、行政がそれをバックアップして行って、将来的に行政間の交流ができれば大変うれしいということをお申されておりました。私どもの方といたしましても同様の考えでございまして、今のところその時期は申し上げられませんが、恐らく年を明けましてなるべく早いうちに民間同士の交流ということで縁結びができるのではないかと期待しているのですけれども、それを踏まえて行政同士の交流を深めていくという形になっていければと思います。

横田委員

わかりました。よろしくお願いします。

ことばの教室親の会の補助金不正使用について

教育委員会にお尋ねしますが、「小樽地区ことばの教室親の会」という組織がございまして、これはどんな組織なのかを聞きます。

(教育)学校教育課長

小樽地区ことばの教室親の会ということですが、これは小樽市の言葉に不安のある小学生の児童のために「ことばの教室」という教室を開設してございます。そこを利用されている親の方、OBの方、そういった方々で組織しているものでありますけれども、事業としては例えばことばの教室の育成とか、児童施設の充実とか、それから会員の親ぼくとか、そういった形を事業としてやってございます。会長、副会長という形で事務局長も置きまして、それぞれ組織的になってございまして、会のあり方としては総会が最高決議機関でございまして、三

役会なり理事会なりを持ってそれぞれ物事を決めていくという組織でございます。

横田委員

会員は何名ですか。

(教育)学校教育課長

これは任意団体でございますので、私どもの方で会員を何名とかという押さえ方はしてございません。

横田委員

小樽市なり、小樽市教育委員会なりが若干関係しているのかと思いますが、どういうふうに関与されているかをお尋ねします。

(教育)学校教育課長

先ほど答えましたけれども、任意の団体でございます。それで、ふだんの活動とか、そういったことについては私どもの方で関与してございませんけれども、たまたま平成15年8月にこの親の会の全国大会が小樽で開催されました。その開催に当たりまして、市として30万円の開催についての補助金を出してございますので、関与していると言えばその補助金の使い方、そういったものについては市としても責任を持つということでございます。

横田委員

報道が各社でされましたので、皆さん御存じかと思いますが、春先ですか、30万円の補助が入っている中から10数万円の不適正な支出があったということが報道されて、私は今言ったように教育委員会が経費面で関与しているということでありますから、当然、会全般に対するお金の使い方とかいろいろな面で指導できる立場にあるのかと思っておりますし、調査もなされたということでありますから、いろいろ指導もされているのだと思います。

それで、新聞に出た時点で、一応その決着を見たのかというふうには思っておりますが、どうもいまだに内部でいろいろ問題があるようにお伺いしております。現実には我が会派の方にも複数の方が相談に参るということがありました。報道されたときに、不適正な支出があったので、その分は社会福祉に寄付すると、何かそういう言い方だったと思いますが、その辺はどういうふうを確認をされていますか。

(教育)学校教育課長

平成15年8月に大会があって、市の方から30万円の補助金を出したわけですがけれども、それに伴いまして平成16年9月にでしょうか、市長、教育長に対しまして、それぞれ投書がございまして、どうも補助金がきちんと使われていないとか、きちんと会員に説明されていないとか、そういった投書がございました。具体的に言うと請求書が2枚あって、お金がどこへ行ったかわからないというような話でございました。それで、私どもの方も、先ほど申しましたけれども、市として責任がございまして、きちんとそれは調査をしてもらおうという形の中で、その会の方に会長、会計の方も含めて話をしておりました。

それで、調査結果をいろいろ出してもらいまして、私どもの方で見た結果、やはり請求書が2枚ございまして、そのうち18万5,000円という金額の使われ方が適正ではないという形で、大会の会計、市が出した補助金の関係ではなかったのですが、交流会という中でそれぞれ会員の方が大会が終わった後に親ぼくをするという会のお金でございましたので、直接市の30万円に対しては関係ございませんでしたけれども、ただそういった使われ方というのはやはり適正ではないという形の中で、私どもも指導いたしまして、今年4月28日に全国大会が静岡県で行われましたので、そちらの方に、その部分についてはそういった交流会に参加した会員の方からそれぞれお金を任意に集めたといいたいまいしょうか、そういう形の中で集金して支払いしたというふう聞いてございます。

横田委員

任意団体ですから、不正があってそれは申しわけないということで、調べて細かくどうしろこうしろという話にはなりませんから、ちゃんとやっていたらもちろんいいのです。ただ、先ほど申しましたように、いまだに不正会計を発見した方たちを除名にした、除名された人たちが組織人として組織から除名されるということは大変なこ

とですから、なぜ除名されたのかという理由をお聞きする。お聞きするけれども答えない。そんなやりとりが堂々めぐりをしているそうであります。内容証明とか何か厳しい措置もしているのですけれども、一向にはっきりした除名の理由がわからないまま今もいるということでありますので、私もどちらがいいか悪いかは、片一方の話しか聞いていませんので詳細についてはわかりませんが、教育委員会として、その辺はしっかり調査なりいろいろ話をお伺いして、せめてというか。

組織ですから除名するということがあってもいいと思います。しかし、それはやはり、こういうことだから除名したのだというふうにすると、除名された方もしっかりした理由を聞けば納得するというお話でありますから、この辺もしっかりと今後教育委員会がどうされるのか、指導されるのか、先ほど言ったように、今、任意団体なので、いや、もう関係ないと言うが、私としては指導してほしいと思いますけれども、最後にその答えだけを聞いて私の質問を終わります。

(教育) 学校教育課長

親の会の全国大会の18万5,000円の不正使用といいますが、それにかかわって、会の中でいろいろと会員同士でお話しされているということは私も聞いてございます。ですから、今、横田委員の方からお話ございましたけれども、機会をとらえまして、そういったことについては親の会の会長なり、また違う方々のお話も聞いてみたいと思っています。

横田委員

はい、わかりました。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

上野委員

適正配置の必要性について

先般の予算特別委員会で、教育部の主幹から出生数の話をしましたね。覚えていますか。途中で長いからストップがかかって、私も興味を持って聞いたのですけれども、その数字を教えてほしいのですけれども。

(教育) 山村主幹

いわゆる適正配置の必要性ということでありまして。一つの事例ということで話させていただくわけですが、出生児数です。15年から16年になり、激減をしているという事実がございます。学校の関係ですので4月を基準とした年度ベースにいたしますと、平成15年度まで900人台で推移していたものが一気に781人となりました。その平成16年4月から今年の3月までに生まれただけの子供が、6年後に小学校に新1年生として入学するわけです。具体的には平成23年度の1年生となるわけです。その前の学年が917人ということでありましたので、136人が一気に少なくなるというわけでありまして。これは1年間で一つの学校、もちろん6年生までの全校生徒という意味ですが、そういう人数にも匹敵する数字であります。私も目を疑って、これは一過性のものではないかと考えていたわけですが、今年の推移を引き続き注目して見ているわけですが、今年の11月末の時点でさらに昨年より28人の減。年度3月までの、もう4月から3月までということから考えると、12分の8か月経過をしているわけです。3分の2を経過しての状況ということですので、30人程度のさらなる減少となるのではないかと推察をしているところです。

もっと別な角度で分析を加えてみますと、現行40人を上限とした学級編制で考えると、この平成23年度の781人の集団を学年進行させて、その6年後、すなわち平成28年度には小学校27校中24校が学年単学級、要するに学年に1学級ずつという配置、あるいは複式校になるということで、この6学級を超える小学校は、7学級、8学級あるいは12学級ということですが、市内で3校しかないという試算が出るわけです。現在は28校中6学級を超える学校は

12校ありますので、そういうような状態になる。

あくまでも数字上の見方でございますけれども、この平成28年度という、今からわずか10年後の話であります。御案内のとおり6学級規模の学校の教員配置基準は、現行基準で校長を含めて9名であります。しかも、それが全校児童が100名以下の場合には8名になるという基準になっております。8名というのは校長、教頭、そして一般教諭ということでありまして、100名以下の場合には担任の教員以外のフリーの教員は配置されない、そういうような基準になっております。

上野委員

私も先般聞いて大変興味ある数字、なかなかそれはよく研究していますね。分析もしていますし。私はそれはすごく大事だと思うのです。先ほど小前委員からも統廃合のことで質問が出ましたけれども、ずっと予算特別委員会でもこの問題が出まして、今後の推移はどうするかという、何か他の都市のことをこれからも学んでやるなんて、他の都市もうちに学んでくればいぐらいで、小樽市は先駆けてやっていて失敗したのですから、他の都市にまねてというか、一応参考にするなんていうのは、私はもうそういう資料が小樽市としてはたくさんあると思うのです。他の都市は他の都市です。私も先般、総務常任委員会で、関東の方に適正配置で行きましたが、それはその都市が抱えている問題で、他の都市を参考にしたって私は参考にはならないと思います。

それで、今回、適正配置が何でだめになったかということ、私は十二分にそちらの方を分析して取りかかってほしいと。例えば前回の適正配置で、失敗と言っただけでも、スクールバスで大分いろいろな論議がありました。これは教育委員会だけでなく、それも含めていろいろな所管を含めて、スクールバスのことでかなり前半で論議が、これは市民の方も含めてでございますけれども、そういう問題も含めて、あのときにはもうただスクールバスを走らせればいいのだと。私はもう端的に言うと、スクールバスなんて要らないと思うのです。何十人も乗せてくるスクールバスではないですからね。私が一般質問で言ったのは、天狗山に学校をつくる場合はスクールバスで行きます。大きいのがあそこまで行きますけれども、今回手宮方面でやるのは何人かですから、例えばタクシー2台を頼めば、タクシーと契約して生徒が皆さんが歩くような場所までお送りして、そこからみんなと歩く。こんな方法とかいろいろな方法があるのです。スクールバスなんていう大きな目で考えるから、いろいろな交通の事情とか、走れないとか。だから、タクシーは安全か安全でないか、これはまた問題もございまして、例えば4人が乗れますから、8人のところは2台を毎日月曜日から金曜日までタクシー会社と契約して、学校の門まで来ることはないのですから、生徒が通学するところまで来てもらって、そこからみんなと一緒に来るとか、いろいろこれ考えていかなければならない。

小樽独自の統廃合については、ぜひ他の都市の事例をやっていたらもう時間がかかりますから、はっきり言いまして。ですから、今回失敗した例がたくさんあるのですから、どうやって改善していくかということ、まずどういうふうにそれを思っているか。やはり他の都市のことを研究したいですか。先ほど研究、研修と言っていますので。

(教育)山村主幹

他の都市の研究はあまり必要ではないのではないかという御指摘でございます。当然それぞれ都市によって、そのもって学校のあり方、それによっては歴史も文化も違いますし、あるいは置かれている条件なども当然違います。現在、北海道で道内的に取り組みされている部分というのは、一昔前の郡部における過疎化に伴う学校の統廃合、そういうような観点ではなくて、札幌市をはじめとして旭川市、帯広市、そういう都市部における少子化の問題であります。これは北海道だけの問題ではなくて、東京都23区内においてもこういういわゆる適正配置計画が浮上してございます。つい最近では人口が集中している中野区でも、そういう適正配置の動きをやろうと、そういうことになっています。

それで、研究ばかりするなというお話ですが、例えば都市部のそういう適正配置計画についても、東京都の事例

などを見ますと、いったん人口が膨らんで、そして学校をどんどんつくっていったと。その中で子供が少なくなっ
ていって、ではどうなるのかというようなところなんです。それで、学校をどんどん統廃合するのですが、都市部、東
京都の例でいきますと、学校がわりと近い距離にあるわけです。1キロ以内に学校が複数あると。そういうような
ことで東京都内において統廃合をやる場合は、統廃合をしても徒歩で行ける距離なわけです。ですから、通学問題
についてはあまり課題にはならないという認識をしております。ただ、小樽においてはやはり地形的な部分、ある
いは地勢的な部分で考慮をしなければならないというようなところもありますので、その辺のところは今後いろ
んなやり方などを研究していきたいというふうに思います。

上野委員

それも大体私は答えがある程度わかっている質問していますので、もう一点、先ほど言ったように、今回失敗し
たことを教訓にすることが一番大事だと思うのです。もう一点は、今回も堺小学校がいろいろなところから、後の
使用のことがやはりこう中心にして本当にあれでは足りないぐらいの市民からの跡利用の要望がある。前回は、私
は後のことをよく考えて住民にきちんと理解をしてもらった方がいいですと言ったのですけれども、それはもう教
育委員会はまず統廃合だし、跡利用は総務部の方だという答えもございまして、その辺がやはりかみ合っていかな
かった。量徳小学校もそれと同じです。これから、先ほど主幹がこんな立派な本当にかくつするような数字をも
うわかっているのですから、そういうことを含めて、市民はもう統廃合に対しては、先ほど手宮小学校の方も逆に
今度は統廃合しなくて困っているという、そういう意見だと思うのです。もうそういうところに、今、来ている
のですよ、目の前に。

ですから、私はやはりきちんともう一度早めに精査しまして、またそういうものをつくって4年も5年もかかる
のでは大変でございますので、いろいろな面で支障が起きてきますので、失敗は成功のもとということわざもござ
いますので、必ず今回のあれが次の段階で私はプラスになると思いますので、その辺、教育委員会は大変お忙しい
と思います。いろいろなことがありますので、次から次へ、アスベストの後は今度は赤水の問題とかありますけれ
ども、やはりこれは大きなこれからの問題でございますので、もちろん先ほどのあゆみのことも、それはもう大変
です。いろいろなことがもう山積している教育委員会でございますので、皆さん英知と勇気のある方でございま
すので、どうぞこの問題を早めに提示していただきたいと思っておりますけれども、教育長いかがでしょうか。

教育長

大変貴重な意見をありがとうございます。繰り返すようではございますけれども、今回適正配置につきまして、私ども取り
下げたところでございますが、プラスの面、マイナスの面、さらに私どもでいろいろな条件を基に実は十分皆さん
に説明したところでございますが、先ほど担当から話しましたように、できるだけ早く、他都市参考というのでは
なくて、意見をたくさん聞くためのいわゆる検討委員会をどういうふうなメンバーで、どういうふうに立ち上げて
いくかとか、その中でどんな話題を提供して、そして、できるだけ子供たちのためにというような、そういうこと
もありまして、他都市ということで、他都市のまねをするということではございません。おわかりだと思うので
すが、そういうものを頭に入れながら、今後期待に沿うように準備してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろし
くお願いします。

上野委員

特に学校適正配置等調査特別委員会が今回もございませんので、次回はどうか私もわかりませんけれども、
やはりこの総務常任委員会がその辺の皆さんとの話の場になりますので、よろしくお願いします。

新博物館基本計画案について

もう一点、先ほど新博物館基本計画（案）につきまして示されました。これには大変いろいろ私の考えを持って
いる一人でございまして、もうはっきり初めから言うと、何でこの博物館、科学技術館、交通記念館が新博物館に
なるかと、私は大変不思議でございます。これもどこかの都市でやっているかどうかわかりませんが、やは

り、どうもこの構想に今はあまり触れていませんけれども、一つ触れているのは、交通記念館の財政が悪化しているということはここにうたっていますね。それと科学技術館が42年間の建物で老朽化している。これを見ると大変ロマンのある、夢のあるような構想になっていますけれども、裏にはそういう財政の問題でこの三つの館を新博物館にという発想が出たのではないかと。私が答えてくださいと言っても、それはそうですとは言わないと思いますけれども、答えてください。今の面をちょっと答えてください。そういうことがあるのではないかとということです。

教育部品田次長

今回示しました基本計画（案）でございますけれども、私どもの考えといたしましては、子供の皆さんにとって幅広いジャンルで学びの場の提供、それから外周りの空間も含めた活用をした展開を図っていききたいということでございまして、さらには市民にとって生涯学習の拠点といいますか、そういう施設をつくり上げていきたいという考えの下で、今回の案を示しているということでございます。

上野委員

財政のことは当然言わないと思ったから、それはよろしいです。大体これを見ればわかりますので、何かありますか。

教育部長

今日の報告でも冒頭申させていただきましたけれども、そもそも交通記念館の問題、これを早急に基本的に対策を、改善策を講じていく、これがまず一つあります。先ほどの裏表という話、真正面の話、やはりそこから始まると思います。その上で、ここだって市の大切な財産です。その有効活用を図るのはしごく当然だと思います。そして、私どもがまず所管する教育委員会といたしましては、社会教育施設全体を見渡しますと、やはり相当課題を有している部分は相当数ございます。これも早期解決しなければならないと。そういう両方の観点から、今回のまずひとつ考えに至ったということでございます。

上野委員

この第1段階の博物館のところに現博物館を、仮称でございますが、郷土館として残しうんぬんと書いています。博物館と郷土館というこの使い分けをしているのですけれども、どういう意味かということ。私の質問がおわかりですか。博物館法というのがあって運用されていますけれども、郷土館との関係をどういうふうに考えているか。

（教育）博物館長

ただいまの御質問でございますが、郷土館あるいは博物館、郷土資料館、呼称はたくさんございますが、すべて博物館法という法律の枠組みの中では一種類でございます。博物館法の中で割り振りされている呼称ではありますが、どうしてもイメージが先行してしましまして、郷土館というよりは博物館の方が何か立派なようなイメージがどうしてもあるのですが、法的には呼称の一つというふうにお考えいただきたいと思います。

上野委員

大体市に行くと博物館と言っているのです。まちとか小さいところだと郷土館、郷土資料館。その意味を今言ったと思うのですけれども、これは同じ市で例えば博物館があったり、郷土館とか、複数のものは何でも持てるのですか。

（教育）博物館長

博物館という法律の中では、博物館に分館を持つことが望ましいということをやっているぐらいで、地域1点でなくて、その地域内に広域的に社会教育的な事業推進をすることが望ましいというふうになっております。

上野委員

今までは交通記念館と言っていたのですね。今回、新博物館という名前はこれは仮称でしょうね、どういうふうになるかわかりませんが。私はやはりこの小樽の今あそこの、大体交通記念館という名前自体が何だかわからないのです。バスがあったり、バイクがあったり、自転車があったり、船があって、まあ港だから船はわかるけ

れども、しかしやはりあそこは鉄道なのです。99パーセント全国からだれが見たって、鉄道の博物館でなければいけないのです。だから、私もこれができるとき、何でこの交通記念館という名称になったかと思ったのですけれども、今回、新博物館と言っていますけれども、鉄道に関しての位置づけ、名称も含めて何か考えがあるかお尋ねします。

(教育)博物館長

今、進めている計画ですが、あの手宮という地域性、その重要さというのは十分認識しておりまして、鉄道がメインになるということも、これも切り離せない事実でございます。私たちは北海道の鉄道の発祥の地である手宮に、どういう博物館づくりが望ましいかということから、我々今いろいろ調べて検討してきたところでございまして、あくまでも鉄道が主体になるであろうということは想定の中でございます。もっとも鉄道だけでなく、多くの子供たちが楽しく集えるような、そういった新たな博物館づくりの展開を図りたいと思っておりますので、そういう意味も含めての提案ということで御理解いただきたいと思えます。

上野委員

私は、この新博物館というと、どうも教育部門に全部移ってしまう、教育関係がやると、やはり子供のためという。もちろんそれは青少年のためですけれども、やはり本来の博物館というのは子供のためだけではないのです。これはもう本当に老人も博物館に来ているのは多いですから、そういうことが子供中心に、今日もいろいろな話になるとすぐ子供のため、子供のため。これは否定はしませんけれども、やはり年代別には生涯教育の一環でございますとか、その辺のこともやはりきちとうたっていただきたいのが一つ。

それから、最後の6ページに、一元化のイメージとして見ればそうかというような気がしますが、よく考えてみると、これはきっと森の自然館というのは、学芸員は教育委員会の方から出向というか、さっきの質問と関連しますけれども、そういうことも含めて全部のいろいろな館とか、そういうものを一元化してネットワークをつくるという意味だと思っておりますけれども、一見それは大変よく見えるのです。これを見ると、ああ、すごいなと思うのですけれども、私はやはりその辺に何か落とし穴ができてくるのではないかなと。今までは一つ一つ部門が違うからこそ、学芸員もその部門できちんとやったと思うのです。それがトータルになってくると、ただ情報の提供だけのためにこういうものをしなければならなかったら、何もしなくたってできると思うのです、と私は考えるのですけれども。その辺の一元化ということのイメージが、どうもこの図表から見て、何かよくは見えるのですけれども、何かそこに落とし穴がぼつんぼつんとあるのではないかというのが。大体、やはり違うのですから、森の自然館と博物館は違うのですから、自然系と。もちろん自然系を博物館でやってもわかりますけれども、そういうものを何か無理して一元化しているように見えるのですけれども、いかがでしょうか。

(教育)博物館長

むしろ現在ある、市が持っています森の自然館とか、あるいは鯨御殿とか、それはそれぞれの今所管している部局が一生懸命それなりの事業を展開して活用を図られていることは事実でございます。しかし、利用する側の人方にとっては、それをどこが所管してようがさほど問題のある話ではなくて、今これからはもっとその良質な情報を、教育的な情報を簡単に求められるような、そういう社会環境というのが求められてきていると思っているのです。そういう意味では、どこの部局であろうが、博物館的に出せる情報の精度を上げながら提供するということは非常に重要なことだと思っています。

ですから、森の自然館という具体的な施設名が出ておりますので、そのことにこだわって説明させていただきますと、森の自然館には今嘱託職員が配置されております。そこに我々の自然系の学芸員が助っつで行けるだけでずいぶんその活用率も違ってくるでしょうし、何よりもあの広大な小樽市の財産である長橋なえぼ公園の有効利用につながるだろうと考えているわけです。

一例でございますけれども、そういった意味で、このサテライト化というのはこれから地方都市の生涯学習施設

を整備していく上では不可欠なことだというふうに考えておりますので、先進的な事例としてこの小樽市で展開してみる機会というふうにとらえています。

上野委員

もうこれ以上、ちょっと今日は時間というか、これは何も今回の議会で提案するわけではございませんので、まだ論議する場がございますので、きっとこの新博物館基本構想案、これは土屋試案というようなことになるのではないかと思います。土屋館長はそういう小樽市では学芸員としては、本当に立派な、世界に誇る学芸員でございますので、いろいろ向こうの方でも、よいしょはしませんけれども、私も私なりにやはりこの構想にいろいろ持っているつもりでございますので、もう少し時間をかけてまた論議させていただきますので、今日はこの辺で終わりたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時18分

再開 午後 3 時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

秋山委員

職員の削減について

財政再建推進プランに関係してお尋ねします。

先ほど人件費の抑制の中で、共産党がお聞きした中で、要するに21年度までに290人が退職すると。これはいいです。それで、この内訳をずっと聞かれておりまして、最後90名の部分が労務部門ということで、この労務部門が3年間終わった後というか、この中でこの方々に対して外部委託の方向で検討しているというような感じの答えをしていましたが、それでよろしかったのでしょうか。

(総務)職員課長

業務職員、いわゆる技能労務職なのですけれども、職种的に主なものというのは、例えば給食とか運転とか学校関係の用務員に関して、それから水道局のなかでもいろいろ職種があるのですけれども、それ以外にも検査技師とか、若干名しかいない部分が残されていますので、そういう職種を吸収してしまうといいますか、それから施設の方で言えば廃止をしてしまうとか、単純に全部委託ということでなくて、いろいろな形になるのですけれども、主なものは委託になるだろうということで理解しています。

秋山委員

今、お答えいただきましたように、たくさんの職種があるけれども、その中の一部は外部委託の意向で進めていく。けれども、当然残していかなければならないものはやぶさかでない。そのまま残していくというのかどうか、そういう方向性でいくということでよろしいのでしょうか。大体これ、人数は何名いるのでしょうか。大まかで結構です。

(総務)職員課長

平成17年5月1日段階で全体的に230名強いるということです。この期間の中で大体170名台ぐらいに、水道局とか病院とか全部含めてなるということで、例えば動物飼育をしている方とかいろいろな職種があるという中で、ま

た新たにそこに入れていくかといえば入れないで、違う形で業務に吸収するなり、一部業務委託をするなりしていった整理をしたい。基本的にその職種を残して採用するというについては考えていないです。

秋山委員

であれば、この170名がそれぞれ最終的にはなくなってしまうかもしれない。それぞれがあちこちに配置がえしてしまうということではよろしいですか。

(総務)職員課長

そうです。

秋山委員

教職員の駐車場について

次に、先日、上野委員もされていたという話なのですが、教職員の車の学校の駐車に関してなのですが、前に、通学路も指定されながら、その中を悠々と教職員だけが学校の校舎に車を乗り入れているということに質問したことがあったのですが、小学校28校、中学校14校ありますが、現在、学校敷地内にどの程度の車を乗り入れているのでしょうか。

(教育)総務管理課長

小学校28校、そして中学校14校の教職員が各学校に車を乗り入れている数ということですが、詳細に調査しておりませんが、相当数いるということは認識しております。

昨年16年の段階で調査しているのですが、その数字ですと、学校職員の方で680台ほどという数になっております。

秋山委員

小中学校合わせて680台。ちょっと待遇というか、立場というかわかりませんが、教師は地方公務員になりますね。用務員は小樽市採用の立場、市の一応準職員という立場。小樽市職員の場合は、それぞれ近郊に駐車場を借りながら役所に来て仕事をされているという、そういう目で見たとときに、どんなものかなと考えたものですから、ちょっとお尋ねしておりますけれども、この学校の敷地内に駐車場設置という問題はなじむのでしょうか。

総務部長

先般の上野委員に答えた経緯もありますので、基本的には教育委員会施設の中で駐車場をこしらえるというのは、いわゆる学校の公務というのですか、教育行政にかかわってそこにつくらざるを得ないとか、そういう車両があるというのはあるのでしょうかけれども、今回、いろいろな格好で市長部局も教育委員会の方の部局にもお願いをして、今、財政再建とのスタンスでいくと、いわゆるそういう教育委員会の敷地、教育行政敷地の中で目的外使用という形でそれを使用しているという、ここで土地を貸して料金を取る。ですから、市役所の敷地であっても、ここは目的外使用地として認められないから、いわゆる職員にはだめということにしている。例えばの話、環境部の天神なら天神、そこは敷地があって、それは一般行政の敷地で使わないとすれば、そのところは行政財産ですが、そういった意味では目的外使用という形で貸して職員から料金をもらうという、そんなようなレベルで考えていますので、駐車場をこしらえて、どうぞこちらにという形には基本的にはならないのではないかとこのように考えます。

秋山委員

要は駐車場設置ではないけれども、小樽市職員に準じてそういう扱いでという点では徴収すべき。私も徴収すべきと思っているのです。いろいろな立場で今増税の部分を考えていますけれども、身近なところと言ったら失礼かと思えます。そういう不公平感という立場から、これはどういう形を今検討されて、問題点なんかはどのようにこのころにあるのでしょうか。

(教育)総務管理課長

私ども教職員の有料化につきましては、昨年、提案して以来、組合と協議をしているところでございますけれども、この中につきましては使用料金の設定の問題、そしてまた使用料金を徴収する方法、また、緊急時にやむを得ず公務として使用する場合などの扱いなど、それらの解決に向け、現在、協議を続けているという状況にあります。

秋山委員

協議を続けているというその中で、なかなか折り合いが難しいという部分はどのようなところなのでしょうか。

(教育)総務管理課長

特に使用料の納付方法、これを毎月納付書によって、例えば年間12か月をどのような方法で納めるかということと、そのほかに先ほどの緊急時、子供たちがまち場などでいろいろな事件なり、そういうものに巻き込まれた場合、緊急時に先生が行かなければならないといった場合、タクシーとか公共交通機関を利用するにはちょっと時間がかかりすぎるということで、これを公務として使用していく場合の扱いをどのようにしていくかということが一番の問題だと思います。

秋山委員

何か最後の部分はいくらでもやり方、タクシーの方がもちろん早いのではないかと考えますし、それは話合いで解決はできるかと思えますけれども、では組合自体、教職員自体はそういう方向も受け入れてもいいですというふうに傾きつつあるのでしょうか。

(教育)総務管理課長

先ほど言いましたけれども、まち場の学校につきましてはタクシーとかがすぐあると思えますけれども、ちょっと郊外に行った場合につきましては、それらを待っている間にいろいろな通報したところとかで待っているということで、なかなか行けないということがございますので、最後の詰めというところでは、そういう部分でまだ協議をしているというところです。

秋山委員

ちなみに約680台。これを民間であれば外でも1万円というこれで計算していったら微々たるものなのでしょうか。かなりその部分をほかに使えるのだろうか。また、市職員との整合性を考えたとき、大変でしょうけれども、やはり前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

総務部長

前回の委員会の方でも答えたのですが、基本的に市の財産から料金をいただくという制度をつくるということもあって、市長部局の方で一定程度内部協議をし、教育財産の方は教育委員会にお願いをして話合いをさせてもらってきたと。同じ財産という意味からの話のついたところからいくということの不公平感みたいなものも配慮して、この間ずっと教育委員会の方の交渉と申しますか、話合いも見えてきた経緯があるので、ただ財政再建という観点で考えれば、ずるずるというわけにもいかないの、一定の段階で分離して考えるか、やはり一体的に整理するか、この辺のあたりの結論をつけながら推し進めたいという、そういった考え方を持っていますので、少し今内部で協議させていただきたいと思えます。

秋山委員

わかりました。

Lモードについて

消防の方に聞きたいのですが、過日テレビを見ていましたら、目の不自由な人ですか、耳の不自由な人ですか、何か登録しておけば緊急時にお答えするというのが映像に映っていたのですが、そのしくみを説明いただければと思います。

(消防) 警防課長

先日、テレビで放映されたのは、聴覚障害者の方を対象にいたしましての L モード、いわゆる昭和62年に福祉部の方で59名の聴覚障害者の方を対象にして、消防本部警防課の119番の指令台にファクスを設置しておりました。今回、更新に当たりまして、ファクスのみならずメールを使った L モードという機械が入りましたので、その中でより広く聴覚障害の方に119番の方に登録していただきまして、有事の際にこちらから救急なり、又は火災等に出動するというので、聴覚障害の方に向けての機械を入れたということで先日放送があったものと考えております。

秋山委員

何名ぐらいの方が登録されているのですか。

(消防) 警防課長

今日現在で3名の方が既に登録しておりますけれども、これからまた福祉関係の方と協議いたしまして、説明会とかそういう方に広く、この「メール119」を広げていきたいと考えております。

秋山委員

せっかくすばらしいしくみの L モードですが、入れたのであればたくさんの人に使っていただきたいと思って、おまけにテレビにまで報道されて、小樽市もすごくいいことをやっていると思って感心して見ていたものですから、教えていただきました。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

今日の報告にかかわって質問します。

財政再建推進プラン実施計画の進ちょく状況について

まず最初に、財政再建推進プラン実施計画の進ちょく状況について。前からの流れとはほとんど変わっていないようなのですが、かかってキーポイントになっているところは、改善目標の(D)その他の改善必要額ですね。このD欄のところは現在策定中と、こういうふうになっていますね。ここのところをもう少し詳しく話していただけますか。

(財政) 笠原主幹

本日、説明させていただきましたこれまでの実施計画策定進ちょく状況についてですけれども、報告の最後に申し上げましたが、その他の改善必要額、これは3月に示したときには24億円程度必要とするというところで説明しておりますけれども、この間、今回の予算特別委員会等も含めましていろいろ議論いただいておりますが、まず1点は、地方交付税、市税を含めた歳入総額、これは当然現時点では18年度以降というのは見えてきておりません。そうなりますので、当然そこからある一定程度の歳出の削減等を、現在踏まえてできる部分というのはここに盛り込んでおりますけれども、まだその辺が確定しない限り、トータルでの差引きの部分というのはなかなか見えてこない。ということで、今後ここの部分は引き続き実施計画策定に向けて検討していきたいというのが、ここの数値の策定中という形で示させていただいているものでございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、歳入の関係の部分はまだ定まらないからここのところが定まらないと、こういうことで受け取っていいですか。歳出の関係で、いわゆるその要素というのはないですか。

(財政) 笠原主幹

確かに、私は今、歳入の部分未確定というような意味合いでトータルの部分が出てこないの、ここの部分はまだ出せませんという話をしておりますけれども、今お手元にある資料で、例えば18年度の歳入を現状で固定しまし

て、現在でもまだ 6 億何がしかの数字というのは不足してきますから、そこを歳入でカバーするのか、あとはさらなる歳出の削減の部分でカバーしていくのか、そういう部分も含めてまだ検討が必要だという意味合いで押さえていただければと思います。

佐々木（勝）委員

なるほど。結論はそういうことなのだろうというふうに思います。それで、今日、人件費の関係の部分で多少職員給与の削減はずっと続けてきていますと。そこに人事院勧告の内容が書かれていて、8 パーセントの削減を予定し、独自削減も検討と、こういうふうになる。ここの削減のいわゆるキーポイントになってくるのがこの部分ですね。相手があることですから、ここのところは慎重にやらなければならないのだろうと見ますけれども、見出しをつけていますから、ここの部分についてはこの最後、その他必要額のところに折り込み済みなのかどうか。

（総務）職員課長

人件費の抑制のところ、19年度以降は4.8パーセントを見ています。その部分で試算してこういう数字が出ていますので、当然ここからさらに踏み込んで、18年度は基本的に7パーセントを今予定していますけれども、交渉中だという部分。仮にそれでいけば財政状況的にはそのレベル、あるいは踏み込むかという形になります。4.8パーセントより超えた部分が、結局この欄に出てくると考えています。

佐々木（勝）委員

わかりました。それで今回見送った形の財政再建プランの部分、日程の作業から言えば、スケジュールからすればどういうふうになるのか。

（財政）財政課長

先ほど主幹からも話がありましたが、まず18年度の小樽市の予算がどうなるか、19年度以降の税とか交付税、それから三位一体改革の影響がどうなるか、それを出す必要があります。そのためには今予算を組んでおりますが、現在、歳出の方の経常費の財政部のヒアリングをやると。その後、この議会が終わったら、臨時費の部分の財政基金を戻して、年明けの1月の半ばぐらいに市長ヒアリングということになると思います。

佐々木（勝）委員

1月の半ば。

（財政）財政課長

はい。それぐらいを考えて、皆さんに示すのは2月の初旬ぐらいだと思うのですが、その間に、明日、国の方の予算内示が出ます。24日にも政府案として出るだろうということですが、その辺を踏まえた上で、年明けに地財対策の詳しい内容が出て、これらを押さえて交付税なりのそういうもの見積りということで、年を明けてから非常にタイトな日程の中でこういうところを詰める必要があると、そういうふうに思っています。

佐々木（勝）委員

わかりました。それで、今回、国勢調査の速報値が出ました。正確に言うと、速報値は幾らになっていますか。

（総務）大林主幹

今回、発表しました速報値でございますけれども、トータルで14万2,165名ということで、前回平成12年度と比べて8,522名の減ということになっております。

佐々木（勝）委員

密接に関係ある地方交付税の関係で、金額は出ないのだろうと思いますけれども、先ほどの数字から推していつてどのぐらいの率になるのでしょうか。

（財政）財政課長

交付税は大体人口に非常に大きな影響を受けまして、来年の交付税というのはただいま統計担当の主幹が言った国勢調査の速報値、これをほとんどのところで用いることになっています。その影響額は、今、委員がおっしゃっ

たようにならない状態になっています。例えば、12年度の国勢調査のときにどうだったかということなのですが、当時の人口減は国調ベースで6,300人ぐらいだったと思っていますけれども、12年度は、結果として13年度の交付税で2億4,000万円ほど人口減の影響が出ております。ですから、今回は8,500人ですから、もう少し大きくなるかもしれませんが、当時と今と交付税の中身が非常に変わっておりますので、また来年変わります。その辺をよく見極めないと、数字は言えません。

佐々木（勝）委員

国調を含めて国の予算の内示は明日出るということでございますね。

国勢調査について

国勢調査の関係です。今年の場合はさまざまなプライバシーの問題等もあって、例年に比べて非常にやりづらいつつ、集計が困難を来したような記事が載っています。小樽市の場合のケースについてですけれども、どういふふうに評価していますか。

（総務）大林主幹

プライバシーの問題でございますけれども、実際に各マスコミ等で出されていまして、非常に私どもも関心を持って見たのですけれども、小樽市におきましては今回使用しました封入用の封筒、それから返信用の封筒を積極的に利用いたしまして、その結果トラブルもなく、思った以上に成功したのではないかと考えております。

佐々木（勝）委員

それで今回、10年の節目の大事なポイントということで、この国勢調査についてのお知らせは全戸配布されたのですね。

（総務）大林主幹

そうです。

佐々木（勝）委員

今までになくこの辺の内容の折り込みは、相当必要な調査ということで、この辺のところは折り込まれております。全戸配布しているのは例年のとおりなのだろうと思うけれども、小樽市の場合は全戸配布方式は新聞折り込み、それからいろいろな方法をしていますけれども、これの配布の仕方というのはどういうふうにしていましたか。

（総務）大林主幹

まず、お知らせの配布につきましては、調査員が自分たちの調査区をすべて網羅するように回りをまして、1軒ずつ、例えば空き家であってもすべて入れて歩くと。もちろん商店とか工場であっても、住んでいるいないにかかわらず入れて歩くということをお願いして配布していると思います。

佐々木（勝）委員

丁寧な対応をした結果、集約もきちんとまとまったのではないかとこのように思います。

それで、先ほど、国勢調査に基づく調査結果の利用の仕方についてということで、全部網羅したというのですけれども、影響はどのようなふうにあるのですかというふうにも私も質問したら、地方税の財政問題だけにとられているけれども、この調査の影響というものは各分野に出るものではありませんか。

（総務）大林主幹

私どもも数字はまとめていますけれども、その結果を受けて、例えば総合計画の部分でもあるでしょうし、また水道局、それから福祉部の関係、そういういろいろな形で利用していただくということもあろうかと思っております。

佐々木（勝）委員

それで、今出たのは速報値ですね。流れからいけば、この後の展開はどのような流れになっていくか。

（総務）大林主幹

まず、道の方は先日速報値を発表されました。国につきましては、人口の速報については年内に発表の予定です。

それで、人口の確定値につきましては、一応平成18年10月ごろの公表を予定しております。

以下、例えば今回の調査にもありました勤務の状況とか勤務先の状況等々、これから大体平成21年ごろまでに順次発表されていくということになっております。

佐々木（勝）委員

作業は作業としてこれをするのだろうけれども、速報値を基にして、いわゆる地方自治体はそれに見合った政策づくりをしていくのだろうと思いますけれども、これまでもこの国勢調査の結果を市としても総括をし、分析をして、その展開の方向性を出していくというのはいつごろでしょうか。

（総務）大林主幹

大体平成20年ごろにはあらあらのデータがまとまってきますので、前回もそうでしたが、大体3年後くらいには冊子で発表させていただきましたので、やはりどうしてもそのころになるかと思います。

佐々木（勝）委員

それはわかります。わかりますが、そういう国勢調査ということで、ただその間に前回も出ましたけれども、小樽市の人口のあり方、21世紀プランに載せていますその中身についてはまた別の機会にやりたいと思いますけれども、これだけ人口減が予想される中で、人口対策というものが、重要な問題になってくるのだろうと。しかし、急激にどんどん増えるということではないと思います。だから、よく財政の方で「入りをはかって出ざるを制する」と、こういう形でありますね。だから、そういう面では、この人口動態というものは非常に微妙な要素だろうと思っていますので、待ちの姿勢から、結果が出てからというのではなくて、小樽市の場合はいろいろ分析を早めてその対策に当たっていただきたいと思います。それが一つです。

新博物館基本計画案について

それから次に、新博物館のことです。私の方でこだわるわけではないのですけれども、ある意味では21世紀プランで中間点検をした後、博物館の構想を盛られているのです。その方向づけと、今回出されていた三つの施設を統合するという、こことどうしても私はリンクできないのです。さっき、財政の問題ということでくってしまった結果がそうなるのか。それぞれ機能を充実させるという観点からすれば、十分吟味をして、そして計画づくりを進めるといのが私は当然だと思うのです。だから、ある面においては政策の変更ではないかと思うのです。そうすれば、この21世紀プランで盛られている中間点検をし、報告書をつくって、次の進む道がある程度つくったところと変わってくるのであれば、政策の変更だけというふうに受け止めるとすれば、少なくともこれまでに言われている事業化するまでの事前の評価というものを十分しなければならぬのではないかというふうに思うのです、この辺は。大抵、評価は事後評価が主になっていきますけれども、この政策変更についてはやはり事前の評価というものが十分なされなければならないのではないかというふうに思うので、その観点からすると、今回プランはあらゆるというか、流れはスムーズに展開していくように見えるけれども、話を聞いていると、ある面においては集客力を高めるといことにもある程度向いていると。そうすれば、この計画の中を実現するために十分な検討をしないと、結果的にはつくったはいいけれども、その結果に結びつかないということも考えられないわけではないわけだから、そういう面では、私から言えば、この新博物館基本計画の構想は政策の変更というふうにすれば、政策の変更にかかわって十分な検討をする必要があるのではないかと。

さっき上野委員からも何点か出ていましたけれども、私の方は気になるのは、つくってしまえばそうなのかもしれないけれども、この青少年科学技術館の関係なのです。2ページのところに小樽市の社会教育施設等について、全部博物館につながっているのだということで、博物館相当施設、それが小樽市青少年科学技術館とこういうふうになっている。博物館に相当施設という、いわゆる呼び方が私にはちょっと理解できないのですけれども、こういうことを一つとっても、科学館がある面においてはここへ持ってきて、厳選し、そして交通記念館へ移設と、こういうふうになっています、このいわゆる科学館のてんまつは。

一方においては、科学館をやはり充実させるということからすれば、ここに移して科学館、技術館の内容を含めて充実するのかな、こういう疑問もあるのです。だから、先ほどの報告の中では有効活用という観点からこれを組み立てていくと。そして、展開は一元化することによって発展的な事業展開ができると、こういうしくみになっていますけれども、そのつくり方等についてもやはり十分意見交換をすると、こういうような場面があってもいいのではないかという感じがするものですから、そういう観点でこれは計画案ですから、新博物館構想は、先ほど館長の持ち味というか、この辺のところが出ている計画だというふうに見ていきますけれども、私は政策変更の転換であれば、そのところの部分を十分議論する必要があると思います。その辺について。

(教育)八木主幹

先ほど報告させていただきましたように、平成16年度から政策の検討課題といたしまして交通記念館の抜本的な経営対策ということで、庁内の方々も含めて、私も含めて検討をしてみました。そういった中で素案的なものが昨年で上がりましたので、本年に入りまして、直接科学館や博物館にかかわってくる大学や短大の教授も入っておりますし、民間の方々も入っております。女性も入っております。こういった運営委員会や協議会の関係する皆様にこの案を示して、そしていろいろな御意見を伺って、そういった御意見を反映する中で、今この基本計画案として提案しているものです。これにつきましては、また教育委員会の中でも位置づけをしまして、本日このような形で議会の御議論もいただいておりますし、いろいろな場面でまた御意見も伺ってまいりますので、そういった中で教育委員会の中での組織決定、また庁内市長部局としての意思決定、そういったものをされる中で、これが基本計画とされていくように理解してございます。

(総務)企画政策室長

今、佐々木委員の方から21世紀プラン総合計画との関連でどういうふうに位置づけられているのかと。もっと具体的に言えば、その総合計画の一定程度の見直しになるのではないかということの御指摘がありました。御承知のとおり、総合計画は平成10年度にスタートして19年度までの計画期間の中で、当然その中で、博物館それから科学技術館についての方向性も出してあります。博物館について言えば、この総合計画の以前から、要するに今の形に、博物館が移転をしてきた段階から、その新博物館の考え方というのは市で持っておりましたので、総合計画の中にも「新博物館の建設に向けて取り組む」というたしか表現だったと思いますけれども、位置づけてあります。

ただ、科学館でいいますと、当時も正直言いまして相当老朽化しているというのはあったのですけれども、一方では博物館、それから文学館、美術館というものもございまして、科学館についてはその新築ということまでは総合計画の中では言及しておりませんで、施設機能の整備・充実を図るという、そういった位置づけで計画はつくっております。

御指摘の中間点検の部分は、これは平成19年度までの事業の進捗よくについて、一度中間点検をして課題整理をしているわけですが、この中でもまだ交通記念館への統合、移設というようなことは言及しておりません。それは今、教育部主幹が申し上げましたとおり、平成16年、15年ぐらいからになるかと思っておりますけれども、交通記念館の経営状況が極めて厳しくなってきていると。ずっとぶん投げているというか、何らかの手だてをしていかなければ、その会社自体が赤字経営に、今でも赤字なのですけれども、一定補てんしながらという部分の財源もなくなってしまうというような状況を踏まえて、今回の基本計画が出されたわけですから、その意味では当初の21世紀プラン小樽市総合計画を一部見直すというか、交通記念館という現状の中で、それも含めた考え方に立たなければならぬという判断をしたところでございます。

佐々木(勝)委員

だから、その判断をして、これからまた計画が、私の方で思っているのはつくった、やった、情報・評価はどうだったと、こういう以前に、事前評価をやはりしっかりやらなければならないと思うのです、この部分は。そういう観点で、この後また機会を持ってやらせてもらいたいと思います。

さっき言った科学技術館は厳選してここへ持ってくると、こういうくくった話をしていますけれども、その辺どうなのでしょうか。

(教育) 博物館長

ただいま科学館を厳選して交通記念館へ持っていくという、そういう話ですが。

佐々木(勝)委員

そういうふう書いてある。

(教育) 博物館長

はい、言葉はそのとおりでございますが、ただ科学館を移設するという、そういうイメージではございませんで、科学館スタッフが持っているすぐれた英知をこちらの方に持っていきまして、そして鉄道資料とか歴史資料とか、あるいは科学実験・実習とか、そういうソフト的なところに集約をできればいいと考えているわけです。したがって、現在の科学展示物がそっくり移設されるというイメージは、現在のところ持ち合わせてはいないわけです。

それと、先ほどの委員の御質問の中に、相当施設という言葉がございましたが、そのことについて答えていませんでしたので、ちょっと補足させていただきますが、相当施設といえますのは、これも博物館法上の文言でございます。登録博物館に対しての法律的な制約がございます。その中で登録博物館といえますのは、登録するたびにさまざまな要件を満たさなければいけません。つまり制限が加えられます。審査が加わります。そして、登録という手続になるのですが、相当施設の場合はそういう要件が緩和されまして、当市におきましては北海道教育委員会による指定ということで処理されております。そういう意味で博物館的な施設でありながら博物館的な活動をしているのだけれども、その要件を満たさない部分があると相当施設というふうになりまして、博物館登録から外れるわけでございます。科学館の場合は、そういう意味で相当施設という法的なくくりになっております。

佐々木(勝)委員

そういうことで無理があるという感じもする部分があります。このことについてはまた議論をしたいと思えます。

室内水泳プールについて

室内温水プールの関係です。陳情とかあると、私の観点は21世紀プランに基づいて話の展開をしたいと思っているのですが、この室内プールについてはこれまでも改修をして、そしてその後どういう展開になるのか、そういう部分について聞かせてください。

(教育) 室内水泳プール館長

室内水泳プールにつきましては、平成12年度から3年間かけて必要な改修を行ってきたところではあります。今後につきましては、現在、駅前ビルの再開発計画が進んでいる最中でございますが、その辺の動向を見ながら必要な対応について考えていきたいというふうにご考えてございます。

佐々木(勝)委員

だから、今ある室内温水プールは再開発の関係で調査しているけれども、今後のことについて高島小学校にちょっと行けばいいのではないかみたいな話が出てみたり、そういうことも聞かれるのだけれども、今この再開発、このところの落ちつきぐあいを見ながら、小樽市にはこういう室内の温水プールは必要というふうにご押さえていますか。

(教育) 室内水泳プール館長

駅前の室内プールということだけではなくて、年間を通して使える温水プールの必要性というのは、我々教育委員会としても必要なものだというふうに考えてございます。特に子供からお年寄りまで気軽に参加できる水泳というスポーツにつきましては、非常に重要なスポーツだというふうにご考えておきまして、そういう意味では駅前のプールがなくなっても、市内には現在高島温水プールあるいは民間の温水プールを利用されている方もいます。そういう温水プールが充実しているという面もございまして、仮になくなった場合ですけれども、そういう部分で当

面は対応をせざるを得ないのかなと。

ただ、また、中・長期的には必要性については我々としても認識しておりますので、当然利用者の方の御意見等も参考にしながら、利便性のよい地域なりの適地を検討して、将来計画なども考えていかなければならないのかなというようには考えております。

佐々木（勝）委員

だから、ここの21世紀プランではないけれども、スポーツの振興という観点からすれば、地域スポーツ型というのかな、こういうことにかかわっていくものも評価していったらどうかと。そういう考え方、これは大事にしなければならぬと思うのです。さっきの数字を聞いてみると、やや下降ぎみになっているような数字も出てみたり、ではこれだけ数があると、こういうようになっている。どちらにしても、21世紀プランの中でもスポーツの振興は地域型スポーツの施設を充実させると、こういうことで言っていますから、地域型スポーツの観点については前にもやりとりさせてもらっていますから、その辺のところのテーマをより発展させていきたいと思えます。

特別支援教育について

それではあと2点いきますが、一つは、今、身障者の発達障害者への問題対策です。委員会の方といいますが、この陳情の趣旨等も含めてどういうふうに受け止めていますか。

（教育）学校教育課長

発達障害者支援法について、私が答えるのはちょっと適当かどうかあれですけども、総務常任委員会の方に出ていますけれども、これは幼児から大人までという感覚で私どもとらえてございます。教育委員会としては教育部門が入ってございますので、その中では平成19年をめぐりに特別支援教育ということをやられておりますので、そういったいろいろな学校なりのいろいろな委員会の整備とか、そういったことも含めて委員会としてはやっていかなければならないだろうと思ってございます。

佐々木（勝）委員

それは、今、委員会の総務常任委員会の関係で振られてきているから質問しているのです。この問題については第1回定例会の中でも小樽市議会として全会一致で意見書をあげております。その具体化したものだろうと思っているので、委員会の方の受止めは今聞いておりますが、もっと具体的に道の流れ等も含めて委員会としてはどういう姿勢にしているかということをお聞きしたい。

（教育）学校教育課長

この陳情に関しては、現在、我々教育関係も含めて福祉部と、そういった事務レベルというか、課長レベルの中で話をさせていただいてございます。ですから、私が答えるのも変ですけども、そういう中で福祉部の方で、今後に向けて道と同じような検討委員会みたいなものを立ち上げていくのだろうと思ってございます。

あと教育に関しての特別支援教育の関係は、北海道の方でもそういった委員会をつくって、平成19年度までにそういったものを審議していくという形になってございますので、我々もそれに合わせた形でいろいろな中身を、ガイドラインとかを見ながら検討を進めていきたいと思えます。

佐々木（勝）委員

わかりました。

救急出動について

もう一つは消防の方の関係です。このところ、今日も目覚ましく救急車が出動しています。現状どういうふうにご認識していますか。

（消防）警防課長

今年の救急出動の件につきまして、答えたいと思えます。

救急出動状況であります。12月15日現在、出動件数は5,938件で、昨年と比較いたしまして136件の増加となっ

ております。1日平均大体17件の出動というふうにとらえていただければと思います。

佐々木（勝）委員

12月に入ってからめっきり多くなったということではないのですか。

（消防）警防課長

昨年の状況から比較いたしますと、やはり1年間のうちで12月が一番救急件数が多いということになっております。

佐々木（勝）委員

それに対する対応というのは十分な体制がとれているのでしょうか。

（消防）警防課長

現在市内では5台の救急車がありまして、その管轄によりましていち早くその場所に救急出動をさせておりますが、仮にその管轄の救急出動が出動事案で出ている場合は、次の管轄から速やかに出動する態勢をとっております。

佐々木（勝）委員

雪との関係もこれからは厳しくなってきた難しい問題もあるのかなというふうに思いますけれども、雪の関係と救急車の出動と、こういう関係はありますか。

（消防）警防課長

雪の関係と救急出動ということでございますが、ここ二、三日雪がひどく、多いようでございますけれども、仮に救急出動に行きまして、搬送困難と私たちは言いますが、例えばこの雪で救急車がその現場に到着することが時間がかかるとか、そういう場合は、近くの消防署の方から消防車を出動させまして、応援という形でその事案に対して対応をしております。

佐々木（勝）委員

わかりました。

それから、第二病院の出火出動について、消防の関係から経過をお願いします。

（消防）予防課長

第二病院の火災についてでございますけれども、この火災は12月11日日曜日午前11時07分に、119通報がありました。市立小樽第二病院のボイラー室から出火という形で通報がありました。このボイラー室についてはアスベストの除去作業という形で工事しておりまして、それに使用しましたコンパネ、またシート、これが燃えたものでございます。

119通報によりまして、消防隊12隊40名が出動しております。そのうち5隊は消火活動に従事いたしまして、ボイラー室出入口から放水し、11時31分に制圧し、51分に鎮火したということでございます。残りの他の7隊です。この隊につきましては、入院患者等の避難誘導、これの支援に当たってございます。一人のけが人もなく避難誘導できたということでございます。

佐々木（勝）委員

これまでの中で病院の火災が、公共施設の病院の関係と、それからごく最近はないのだろうけれども、学校関係とか公共施設で火災が発生したという事例はごく最近はありますか。

（消防）警防課長

この最近5年ぐらいはそういう大きな火災はございません。ただ、市営住宅等で火災等がありますけれども、特に大きな病院、市関係の火災等はありませんでした。

佐々木（勝）委員

報告を聞いていると、原因というか、その辺のところも含めて調査結果が出るのは少なくとも2週間からそれ以上かかると、こういうことで聞いているのですけれども、その中身というのはどうということですか。

(消防) 予防課長

これも何回か委員会で申しましたとおり、火災原因につきましては、ボイラーダクト上のコンパネが炭化していると、またシート等が燃えていると。また、その部分がちょっと焼失が激しいと、焼けが激しいという状況がございまして、その部分を中心に今原因の特定に努めているところでございますけれども、この特定につきましては、慎重に、また科学的に、十分な検討を行っておりまして、現場写真の編集等も含めましてやはり二、三週間以上はかかるという形で、年明けには判定が出るのではないかというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

それでは、遅れているというのはなくて、必要なことをやるためにはそれだけの時間がかかるということですね。わかりました。

「あゆみ」の位置づけについて

私もこの間中からずっと聞いているのですけれども、教育委員会の方に尋ねます。

あゆみの問題で校名を指定して、そしてどうなっているかと聞いている状況は、これで何回かになりますね。これ、教育委員会の方で、あゆみそのものについてどういうふうに押さえているか。何か聞いていると、違反しているようなふうで、そういう者は直接委員会に呼んで指導せよとか、こういう質問をする議員の資質を私はちょっと気になるところです。そういうことでこのあゆみの問題について教育活動そのものと、それから教育課程の編成の問題というのがありますから、あゆみの位置づけというのを、その辺のところを明確にさせていただきたいと思えます。

(教育) 指導室長

いわゆるあゆみという御質問でございますが、通知表という形で、これは日本全国多くのというか、ほとんど私の承知しているところでは出していない学校はないだろうと思ってございますし、また、その中では通信欄についても記載されているものというふうに受け止めてございます。このことは第 2 回定例会の中での御質問もございましたが、終始一貫教育委員会といたしましてはさまざまな方法で、つまり記号によって子供を励ますだけでなく、言葉によっても励ましていくことが、それは極めて教育的であろうという考え方に立ってございます。

したがって、この中で先ほども委員からも御質問がございましたが、教育の機会均等という観点から考えていきますと、とりわけ例えば教育の中におきまして学習指導要領というものを定めて、日本全国あまねく同じような教育内容での保障ということでやってございます。と同時に、そのことはとりもなおさず創意工夫を生かしてその指導内容を定着させていくということが重要であろうと考えてございます。ということから申しますと、例えば勉強がどの程度身についているかということでも、先生方は創意工夫を凝らしていかなければならない。ということは、記号だけではなくていろいろな方法を創意工夫していく。その一環では当然通知表についても内容も記載の方法も創意工夫を凝らしながら、ひとつ教育の機会均等というものを担保していくということが重要であろうと考えてございます。

そういう意味から申しますと、当然学校においてそういう教育の充実を図っていくところから、通知表についても当然よりよいものを求めていくということが基本であろうと考えてございます。そういう意味でも特定の学校ということでは議論はされてございますが、ほかの学校につきましても、当然その記載内容についても十分充実をさせていくということが求められているというふうに考えてございますし、また、記載がされていないところについては当然そのことについては記載をしながら、その中で創意工夫を凝らしながら、よりよい教育活動をやっていただきたいということで考えてございます。

佐々木(勝)委員

指導要項、そういうものと違って、それは各学校メンバーの中で創意工夫を凝らして出されるものでしょう。そういう観点に立って、現場の中で学校でいわゆるよりよいものを求めてしていくというその作業は。ただ、そうい

うことにあって、一部の学校で記載がないということで、それがあたかもいわゆる人事評価までつながるような質問を起こすなんていうことは、その辺は私は行きすぎているという感じはするのです。

だから、このあゆみ一つの問題についても、教育課程の編成は学校メンバーにあるわけですから、そこのところをね。それでおまけに、ましてこの間のある学校の話も出ていますけれども、そのことをめぐって懇談会も開きながら、やはりその当該学校で慎重に議論をしているわけですから、そういう場面がこれは大事なことであって、一々聞いて、上から指導管理をするという部分では、これはいかなものかというふうに思っております。

(教育) 指導室長

重ねて委員から各学校での教育課程の編成ということでございますが、特に重要なことは、先ほども教育の機会均等ということで、日本全国あまねく学習指導要領に基づいてということでございます。例えば沖縄と北海道ではやはり今の気候の条件も違いますから、それぞれの学校でどう工夫していくかということであろうかと思えます。

ただ、経過はそういう意味では学習指導要領に基づいてやらなければなりません、その指導に当たっては教科書を用いながら工夫をするということでございます。したがって、通知表につきましても、それは法令では定められてはございませんが、それを出すことで大きな教育の効果を求めようとしているわけですから、そういう意味でいきますと、当然私どももそれには重大な関心を持ってございますし、そういう意味で各学校からも通知表について提出をいただきながら、私どもも意見や考えを述べさせていただいておりますので、このことについてはやはり私どもも責任ある立場として、今後とも継続していかなければならない課題だというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

お互い現場の中ではそれぞれ教育的配慮というものを中心に据えながらやっているわけでしょう、これはね。そういう面で考えればプライバシーの問題まで出てきて、個人情報の部分は下手すると慎重に扱わなければならないということまで来ているわけですから、学校名を名指して挙げて、そしてそこに向かってがんがん行くということについては、指導管理というのかな、これの強化に当たる部分が当然出てくるものですから、そこのところは今配慮して対応していただきたいというふうに思います。

委員長

答弁を求めますか。

佐々木(勝)委員

いいです。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時44分

再開 午後 5 時05分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第13号は否決、議案第26号は可決、陳情第77号、第79号は採択、継続審査中の案件

は採択を主張して討論します。

体育館の指定管理者制度というものに関してです。予算特別委員会で質問をさせていただきました。経費の効率化、それから市民サービスの拡充ということが、今回、株式会社アンビックスを管理者として選定された主な理由と考えます。しかし、そもそもこういう公的な施設の管理・運営に企業の原理を導入するというのがなじむのかという問題、それから社会体育事業、これの安定した継続性が図られるのか、そういうことに疑念がありますので、今回は否決とさせていただきます。

それから、室内水泳プールの存続方についてです。これまで市民の健康増進、児童の健全育成に貢献してこられた団体の皆さんの切実な陳情です。室内水泳プールの果たす役割は大きく、意を酌み、プールが存続できる方向を見いだしていきたいと、そのことを主張して採択を主張します。

詳しくは本会議で述べます。委員各位の皆さんの御賛同をお願いして討論といたします。

委員長

平成会、上野委員。

上野委員

平成会を代表いたしまして、議案第26号小樽市非核港湾条例案につきまして、鋭意検討また勉強中でありまして、今常任委員会におきまして自席において棄権の態度をとらせていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、議案第13号並びに陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第77号及び第79号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情第73号は採択と、所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。